

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

（ 6 月 16 日 ）
（ 第 15 号 ）

第
15
号
6
月
16
日

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 15 号

○令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）

議事日程（第15号）

令和 8 年 6 月 16 日（火） 午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第 2 議案第92号

〔提案説明、質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

日程第 2 議案第92号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市	野	修	平
2	番	曾	我	正	彦
3	番	荊	原	広	樹
4	番	伊	藤	雅	慶
5	番	世	古		明
6	番	市	川	岳	人
7	番	龍	神	啓	介
8	番	辻	内	裕	也

9	番	吉	田	紋	華
10	番	難	波	聖	子
11	番	芳	野	正	英
12	番	川	口		円
13	番	喜	田	健	児
14	番	中	瀬	信	之
16	番	中	瀬古	初	美
17	番	廣		耕	太郎
18	番	松	浦	慶	子
19	番	石	垣	智	矢
20	番	山	崎		博
21	番	野	村	保	夫
22	番	倉	本	崇	弘
23	番	山	内	道	明
24	番	田	中	智	也
25	番	藤	根	正	典
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	田	中	祐	治
30	番	野	口		正
31	番	谷	川	孝	栄
32	番	石	田	成	生
33	番	村	林		聡
34	番	小	林	正	人
35	番	東			豊
36	番	長	田	隆	尚
37	番	今	井	智	広

38	番	稲垣	昭義
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	中嶋	年規
42	番	青木	謙順
43	番	中森	博文
44	番	山本	教和
45	番	西場	信行
46	番	中川	正美
47	番	服部	富男
48	番	津田	健児
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐波	斉
書記（事務局次長）	小野	明子
書記（議事課長）	吉川	幸伸
書記（議事課課長補佐兼班長）	岡野	俊之
書記（議事課係長）	奥村	克仁
書記（議事課主任）	藤野	和輝

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
副知事	野呂	幸利
副知事	後田	和也
危機管理統括監	松下	功一
総務部長	松浦	元哉
政策企画部長	楠田	泰司

地域連携・交通部長

防災対策部長

医療保健部長

子ども・福祉部長

環境生活部長

農林水産部長

雇用経済部長

観光部長

県土整備部長

総務部デジタル推進局長

地域連携・交通部スポーツ推進局長

地域連携・交通部南部地域振興局長

環境生活部環境共生局長

県土整備部理事

企業庁長

病院事業庁長

西田 正明

田中 誠徳

山本 毅

高濱 公生

天野 敏

枡屋 典子

森吉 秀男

塩野 進

藤井 和久

稲葉 崇

和田 吉史

関 美幸

佐藤 弘之

上村 告

生川 哲也

野口 慎次

会計管理者兼出納局長

天野 圭子

教 育 長

長崎 禎和

公安委員会委員

村田 典子

警察本部長

谷井 義正

代表監査委員

村上 亘

監査委員事務局長

西口 輝

人事委員会委員

中村 佳子

人事委員会事務局長

佐 藤 史 紀

選挙管理委員会委員長

長 尾 英 介

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（藤田宜三） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（藤田宜三） 日程に入るに先立ち報告いたします。

議案第92号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付をいたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第92号 令和8年度三重県一般会計補正予算（第3号）

質 問

○議長（藤田宜三） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。44番 山本教和議員。

〔44番 山本教和議員登壇・拍手〕

○44番（山本教和） 通告に従いまして質問をさせていただきますが、まず初めに、伊勢志摩地域が国立公園指定80周年の年でありまして、日本が世界に

誇る帆船、日本丸を鳥羽に入港させていただいたというのも知事の御尽力があったと、心から感謝申し上げたいと思います。地域の子どもたちに乗船していただいて、親も地域の人たちもとても喜んだ、こんなことでありますので、まずお礼を申し上げたいと思います。

通告に従いまして質問させていただきますが、私、志摩市選挙区選出の山本教和でございます。

まず、戦争と平和についてであります。

私自身県民の一人として、様々な機会に戦争に関する話を見聞きしてまいりました。その中で特に印象に残っている事例を紹介したいと思います。個人の名前が出てきたり、また、会社の名前が出てきたりしますが、御容赦いただきたいと思います。

私が学生時代の頃でありますから、随分昔の話であります。1968年、ギリシャのエーゲ海ミコノス島から古代の遺跡がたくさん眠っているデロス島に渡った時の話であります。四日市市の宮崎酒造の宮崎君や、また、映画会社大映のディレクターや新宿のディスコテークのマネジャーと呼ばれるそんな方も一緒に現地に行ってまいりました。

エーゲ海には多くの島々が点在して、ギリシャ神話、アポロン太陽神を祭った神殿もあるのであります。日本の石油元売会社、出光興産のシンボルマークはアポロン神の横顔だというふうに言われております。

ここで我々が出会ったのが、戦後の代表的な作家の一人であります開高健さんでありました。芥川賞を受賞され、ベトナム戦争に参加をし、ベ平連で活躍された開高さんはたまたま某大手新聞社のカメラマンと一緒にでした。

開高さんに声をかけたんですね。開高さんですね、そうです、君たちは日本人かねと言われたもんですから、そうです、戦争は駄目だよ、勝っても負けても後が大変なんだよ、そういうことをおっしゃったのがずっと心の中に私は思い詰めておりました。

全く今の世界は開高さんの言われたとおり、あのガザの惨状、街は瓦礫の山、傷ついた母親が子どもの手を引いて逃げ惑うその姿、いつ果てるとも知

れない状況が続いております。まちの再建をどうやっていくんだろう、単独では無理でありますから、世界が支援をしていかなきゃいけない、そういうような状況が予想されるわけであります。これはウクライナも一緒であります。

次に、中曽根康弘元総理大臣の弟、故中曽根良介海軍中尉の話であります。1945年、昭和20年2月、中曽根中尉搭乗の零式輸送機が千葉県の木更津から山口県岩国基地に向かう途中、松阪市飯南の局ヶ岳で猛吹雪による視界不良で墜落した、こういうようなことであります。山にぶつかったのか、墜落したのか、それは分かりませんが、要はあそこでお亡くなりになったということであります。搭乗員12名全員がお亡くなりになったということがありました。

中曽根総理から東京で、また、伊勢にお見えになったときにも直接総理からお聞かせいただきました。弟が松阪で亡くなった。何度も松阪のお寺に行きましたよ、こういうことであります。飯南町の高福寺というお寺で総理が揮毫した、「安らかに眠りたまえ、内閣総理大臣、中曽根康弘」、こんな碑がございます。また機会があったらお参りしていただければな、そんなふうに思います。

不沈空母発言で物議を醸し出してタカ派と言われておりましたけれども、国鉄や日本電信電話公社などの民営化を断行し、平和主義者であったように思いますし、また、ナショナリストであったように私は感じます。

もう一つ、私が尊敬していた岐阜県の財界人、大垣共立銀行元頭取の土屋斉さんの話であります。土屋斉さんは大手通信社、今の共同通信の記者として、昭和18年10月、東京の神宮外苑で行われた学徒出陣の風景を国民に伝えたお一人であります。

現場の目撃者として、約2万5000人の女子学生が雨に濡れながら小旗を振る中で、銃を担ぎ、ゲートルを巻いた東京大学の学生を先頭にぎこちなく行進するあの姿は胸を打つものがありました。この光景を見ていた土屋さんは、この中には将来のゲーテがいるかもしれないし、将来のアインシュタインが

いるかもしれないと表現し、今も語り継がれているのでございます。

この土屋斉さんの息子が学生時代の私の下宿で一緒でありました。息子の土屋嶋さんも最近まで大垣共立銀行の頭取を務めておられました。お父さんの土屋斉さんは時々下宿に見えて、当時の軍部は将来ある若者を根こそぎ戦場へ送った、そんな思いだったようであります。土屋さんは、学徒出陣とはそういうことだということを我々に教えたのであります。バンカーであり、平和主義者であった、そんなふうに思います。

こうした先人たちの言葉は、戦争が未来ある若者たちの可能性を奪い、政治経済の分野を中心に社会全体に大きな損失をもたらすことを私たちに教えてくれております。一方で、戦後80年を迎え、戦争を直接体験された方々が年々少なくなる中、若い世代の戦争についての関心が少し薄くなっているようでございます。次の時代を担う若い世代が戦争の悲惨さを知り、平和について主体的に考える機会を設けることが極めて重要だと思います。

そこで、政策企画部長にお伺いをします。

県内で戦後生まれが9割近くを占めるようになり、戦争を知らない世代が大多数となる中、今後どのような平和啓発に取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

〔楠田泰司政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（楠田泰司） それでは、今後の平和啓発の取組について答弁をさせていただきます。

戦後80年が経過しまして、県内では戦後生まれの方が9割に近づいていることから、戦争の記憶を次の世代に引き継いでいく啓発がこれまで以上に重要になっていると考えます。

啓発に当たっては、具体的には若い世代、自分事、そして継続性、この三つの観点で平和や戦争について知り、考えてもらえるように取り組んでいくことが大切であると考えております。

まず、若い世代という観点からは、9月に三重県と広島県の高校生による平和に関する活動発表会を県内で開催します。被爆地広島で育った同年代の

方々との交流は、若い世代が戦争や平和について考える貴重な機会になると考えます。また、今年度はSNSを通じまして、若い世代への平和のメッセージの発信も行います。

戦争や平和を自分事として捉えてもらう観点からは、令和6年度に県内12名の語り部の皆さんによる証言動画を作成しました。この証言動画は県内市町の平和啓発行事などにおいて放映していただいております、自分の住むまちで戦争があったことを知ってもらい、遠い出来事ではなく、身近に感じるきっかけにしていきたいと考えております。

また、継続性という観点からは、毎年夏に県総合博物館におきまして戦争の記憶や記録に触れる機会をつくっています。来場者からは、戦争中の生活や戦争の被害の悲惨さを改めて学習できた、機会あるごとに繰り返し見る価値がある、そういった声をいただいております。今年度も8月に、県内に残る戦争関連資料などを展示します。

家族や地域など、身近な人から戦争の体験を聞く機会が確実に少なくなっています。だからこそ、若い世代をターゲットとし、自分事に捉えてもらえる取組を継続していくことが大切だと考えております。今後も市町や関係団体等と連携しまして、戦争の悲惨さと平和の尊さを確実に次の世代に継承できるように取り組んでまいります。

〔44番 山本教和議員登壇〕

○44番（山本教和） ありがとうございます。いろんなイベントというか、機会を設けて、平和について県も積極的に啓蒙していく、こういうことをお聞かせいただきました。

続いて、雇用経済部長にお伺いをしたいと思います。

緊迫した情勢の中で、ホルムズ海峡の封鎖が日本経済に大きな影響を与えております。一昨日、今日もそうですが、いいニュースが放送されておりますけれども、19日までどんなふうになっていくかというようなことを注視したい、こんなふうに思っております。

県内の中小企業にもじわじわと影響がありますが、県の対策としては、6

月の補正予算で融資制度に加えて合議体、商工会とか商工会議所とか、そういった団体と協議をすることによって今後どのような対策が取れるのかということをお伺いしたいと思います。

〔森吉秀男雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（森吉秀男） 議員御指摘のとおり、中東情勢が日々変化しております。そんな中、中小企業・小規模企業の皆様からは、原材料の流通量の減少、価格上昇、加えまして今後の資金繰りへの不安があるなどのお声をお聞きしております。

こうした状況を踏まえまして、6月補正予算において、中小企業・小規模企業の経営の安定化を図るため、追加の融資枠を県の融資制度に設けるとともに、事業者にとって身近な支援機関であります商工団体や金融機関などで構成される連絡調整会議を設置するための予算を提出させていただいたところです。今後、金融機関や市町とも連携しまして、この融資制度を適切に運用してまいります。

また、連絡調整会議の事業におきましては、個々の中小企業・小規模企業に直接聞き取りを行うなど、調査を実施させていただくとともに、当該会議において調査結果や各団体の情報を共有しまして意見交換を行い、今後の対策を検討してまいりたいと思います。

〔44番 山本教和議員登壇〕

○44番（山本教和） 引き続きまして、この問題について、私の思いを述べさせていただきますと思います。

イランであります。日本が長年夢見た海外での自前の石油化学プラントを建設するプロジェクトがイランペルシャ湾の湾奥バンドル・シャプールという都市があるんですけど、そこで1976年に建設が開始をされたのであります。これがいわゆる I J P C、イラン・ジャパン・ペトロケミカル・カンパニーという会社でありました。三井物産を中心として三井石油化学や日本合成ゴム、三井銀行、東芝、三井グループの総力を挙げて建設にかかったのであります。

完成間近、世界中が驚いたホメイニ革命が1979年に起こって、パリに亡命していたホメイニ師がイランに凱旋帰国、パフラヴィー朝が崩壊したと、このような時代でありました。

当時の報道を記憶しておりますけれども、テヘランはパリのファッションやミラノファッションに身を包んだ女性の皆さんが一夜にして黒の世界に一変した映像が全世界に流れた、こんなようなことを覚えておるのであります。自由を満喫した国民たち、主に女性の方々はヒジャブというスカーフを巻き始め、イランのファッションは激変をしたのであります。

先ほど言いました三井グループは、このプロジェクトによって約7000億円という損害を被った、こういうことであります。もちろん、これには国も思い切って支援をした。知事も覚えておられるかも知れませんが、そういうようなことであります。日本の企業は海外事業展開がいかに難しいか。政治、経済、宗教、特に生活環境等の違いが大きい中で、国同士の政策実現がいかに難しいか警鐘を鳴らしたように思います。

イランは、今でもマスコミ等で親日国というふうに報道をされております。イランで石油が発見されたのが1907年か8年頃というふうに言われております。その時代ですけれども、イギリスの石油資本がもう利権を独占した。それから1950年ぐらいまでイギリスだとかフランスだとか、いろんな二枚舌外交、三枚舌外交と言われるような経緯については、知事は昔この議場で述べられたことがあるかも知れませんが、そんな時代。

イランの当時の政権、モサデグ政権が国有化した。それによってフランスもそうですし、イギリスもそうだし、猛反発をした。イランから石油を輸出することなかれということだったんですが、そこへ日本の出光興産の日章丸のタンカー派遣でありまして、イランの原油を日本まで運んだ。これもまた当時非常に大きなニュースになりました。

そのモサデグ政権も親米派によって倒されてできたのがパーレビ国王のパーレビ王朝でありました。シャーと言われる国王でありました。この事件で、イランの国民は、日本はすごい国だ。テレビ番組の『おしん』もイラン

の家庭で流されて、日本に非常に愛着を感じたというような報道もありました。『おしん』は一大ブームを巻き起こしたのであります。

また、その昔、日露戦争で日本が勝利をした。勝利をしたかどうかは別にして勝利した。ロシアにいじめられたイランの国民は、日本が勝利をしたということで非常に尊敬をし始めたというのもこの頃だったというふうに言われております。

ロシアのロマノフ王朝がたそがれつつある時代、有名なバルチック艦隊を率いて、サンクトペテルブルグのあの辺からドーバー海峡を超えて、南アフリカの喜望峰を超えてマダガスカルに寄港して、インド洋を越えてマラッカ海峡を越えて、日本の軍隊が待つ日本海に向かったというふうに言われております。

7か月、3万キロメートル、地球を半周した艦隊がこの日本海で待ち受ける東郷平八郎連合艦隊司令長官と当時の秋山真之参謀が完膚なきまでにロシア艦隊をぶち破った。39隻ということですからすごい艦隊だというふうに思いますけれども、この戦いは世界中、特に世界の軍関係者に驚きを持って迎えられた、そんなようなことであります。

この様子は、日本の作家で吉村昭という人がおるんですけど、この人が書いた『海の史劇』という本に詳しく出ております。これは7か月のロシア艦隊の船の中の様子を吉村さんが書いたもので、片や、待ち受ける日本の海軍の連合艦隊の様子は、司馬遼太郎の『坂の上の雲』、これに詳しく書かれておると、こういうようなことであります。

だけど、申し上げたいのは、この戦争がロシア革命を引き起した大きな要因の一つであったということも紛れもない事実であります。これによってヨーロッパの地図が大幅変わってきたし、また、世界の経済政治状況が変わってきたというようなことも言われております。

また、もう一つ、イランと三重県出身の財界人について述べたいと思います。三重県の尾鷲出身の東芝の元社長、会長で経団連の副会長でありました西田厚聰さんでございます。この西田厚聰さんが東芝に採用されたのは、日

本国内ではなくてイランの営業所で現地採用された方なんですね。奥さんはイラン人でありました。これはもう直接西田さんからお聞きしました。

三重県議会で講演してもらいたく、東芝の本社へ行って西田さんをお願いしましたところ、自分のふるさどである三重県で講演をさせてもらうというのは自分にとっても非常にすばらしいものだ、そんなことをおっしゃった覚えがございます。全員協議会室でやっていただきました。

東芝は日本を代表する総合電機メーカーでありましたけれども、関連会社のウェスチングハウスが原子力発電事故で大分損害を被ったということもありまして、また、社内の首脳陣のいざこざとか、経営のいろんなことがあったんでしょう。それによって最後は寂しいことになったのかな、そんなようなことであります。大変御苦労されたというふうに思います。

世界を席卷した日本の家電メーカーも今や新しい分野で生き残りを図っておるのであります。子会社だった当時の東芝メモリは、今やトヨタに次ぐ時価総額といますから、例えばトヨタの時価総額が、その日によって違いますけれども、50兆円としたら、それをクリアするぐらい、抜いて日本一になったと、瞬間的にというようなこともありますし、また、ソフトバンクもトヨタを抜いたというそんな時代になってまいりました。

日本の主力産業になったことは確かであります。この東芝と三重県とのつながりというのがありますから、もっとこの会社との結びつきを強くしてもらいながら、三重県として共に頑張っていってほしいな、そんなふうに思うところでありますし、成長を期待したいのであります。

直接三重県とは関係ありませんけれども、こういう機会に述べさせていただきます。日系2世の方々の話であります。第二次世界大戦で非常につらい立場にあったのが日系2世の方々でありました。代表的な方が活躍されましたけれども、ハワイ州の上院議員でダニエル・イノウエという議員がおりました。50年以上上院議員として、アメリカの発展のために頑張ったと同時に、日本とアメリカの橋渡しをされた人でありました。

ハワイのオアフ島の国際空港は、ダニエル・K・イノウエ国際空港という

ふうに言われております。日系の星と言われて、長生きされて精いっぱい頑張った、地域のために頑張った、国のために頑張った、こんな方であります。

このダニエル・イノウエさんは九州の福岡県八女市の出身でありました。第二次世界大戦にはアメリカ陸軍の第442連隊戦闘団という部隊に所属したと。この442部隊というのは日系2世で構成された部隊であります。だけど、太平洋戦争ですから、アメリカと日本が戦っていますから、日本には派遣しない、送られない。主に日系2世は欧州戦線に送られたのであります。イタリア北部の戦線で右腕を吹っ飛ばされた、そんなようなことがあって、ずっと御不自由な体でありましたけれども、精いっぱい頑張った、そんな人でありました。

また、激戦地のローマからナポリへ行く途中にモンテ・カッシーノという山岳地帯があるんですけど、ここで立て籠もっておるナチスの軍隊に何度も何度もアメリカを中心とした連合軍の部隊が激戦をしたというような、そんなところへも参加されたというふうにも聞いております。

だけど、一番言いたいのは、フランスとドイツの国境にあるヴォージュ山脈近郊でアメリカのテキサス大隊というのが孤立した。何百人という部隊だったそうであります。そこで果敢にもテキサス大隊の兵隊たちを救わなきゃいけないというので、何度も何度も失敗しているけれども、白羽の矢が立ったのがこの442部隊、いわゆる日系の部隊でありました。この日系の部隊は思い切って決死の突入を敢行したということが後日伝えられております。

突入した日系の部隊の兵士たちのインタビューを聞いたことがあります。これはフィルムですけども、自分たちはアメリカの国籍だ。アメリカのために戦ったけれども、それ以上に自分たちの親、父母は日本人だ。この日本人が今、カリフォルニアの強制収容所で収容されておる。だけど、この父母が今後アメリカで生活する上において、いじめやそういうことのないように、我々がここで頑張るのが自分の国のためでもあり、お父さん、お母さんのためでもあると、こういうようなことを兵士がインタビューで答えられたのを見ておりました。

当時のアメリカの大統領はトルーマンだったんですけど、トルーマンは、諸君は敵だけではなくて偏見とも戦い、そして勝ったというふうに日系の部隊を褒めたそうであります。アメリカ合衆国の戦史に残る非常にすばらしい、そういった出来事であったふうに伝えられております。

戦争の歴史を学ぶことは、単に過去を振り返ることだけではなくて、平和の尊さを未来へ伝えていく営みでもあります。そして、その思いを深めていく上で、激戦地や慰霊地、慰霊の場を実際に訪れることは大きな意義があると思っております。

イスラエルのエルサレムからイスラエル第2の都市、地中海側のテルアビブという商業都市があります。そこへ行く途中で、前も私は言いましたが、落下傘部隊が空から降ってきたという場面に遭遇したことがあります。このイスラエルという国は周りをアラブの国々に囲まれて、日本には常在戦場という言葉があるけれども、イスラエルはまさに常在戦場の国だと、そんなことを案内の人が言われておりました。日本は海、また、陸続きはイスラエルというようなことで、緊張感が大分違うのかな、そんなことを感じた次第であります。

次に、話というか、場所は飛びますけれども、南米のアルゼンチンについてのことを紹介させていただきます。政治が混乱して、アルゼンチンはヨーロッパから何百万人という欧米人を受け入れた、そんな白人の国であります。

首都ブエノスアイレスは南米のバリと言われるぐらい非常にきれいな街であります。だけど、ここは政治も混乱し、経済も混乱して、通貨のペソが大暴落をした。そんなようなこともあって、アルゼンチンの債券を買った世界中の投資家は損害を被った、そんなようなこともありました。

このアルゼンチンの首都のブエノスアイレスの郊外に、アルゼンチンタンゴのふるさとボカという港町があるんですね。そこで市民の人たちが楽しそうに踊っている姿というのを見ていたんですけど、案内人の人にここでドイツ・ナチスの幹部の一人でありますアイヒマンが移住の人たちとともに戦後そこへ紛れ込んだというようなことで、アイヒマンはイスラエルの諜報機関

に捕えられてイスラエルで絞首刑になったというような事実もあります。

このボカのところでの話でありますけれども、市民の人にナチスのことを少し聞いてくれないかということを探ねたんですけれども、なかなか答えられないと。やっぱり第二次世界大戦のいろんな思いが市民の皆さんたちにも影響しているんだらうな、そんなことを感じた次第であります。

今年の5月に、知事はパラオ共和国との友好提携30周年事業としてパラオを訪問されたのであります。知事にお伺いをしたいと思うんですが、太平洋戦争の激戦地ペリリュー島を訪問されて慰霊を行った中で改めて感じた知事の平和への思いについてお聞きしたい、そんなふうに思います。

ここだけじゃなくて、先ほど申し上げたことも含めて、知事の知見やこれまでの官僚としての経験、それを基に日本の安全保障が今のままでいいのか、こういうことも含めて知事にお尋ねをしたいのであります。海外勤務もされて多くの経験、防衛に関する事柄等は非常に造詣が深い知事でありますから、日本のこの現状について率直な思いを語っていただきたい、こんなふうに思うのであります。

以上です。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 答弁申し上げる前に、私も山本議員にお礼を申し上げたいと思います。伊勢志摩国立公園指定80周年の記念事業、鳥羽へ日本丸に来てもらいました。出身の国土交通省に働きかけて実現したわけでございますけれども、私自身はそういうことをしようって思いがなかったんです。

山本議員から、ぜひ三重県の子どもたちのために、帆船を三重県に寄せてほしいというお話をいただきまして今回実現しましたが、三重県南部の子どもたちだけではなくて北部の子どもたちも帆船に乗ったという話を聞きまして、山本議員の御発案に御礼を申し上げたいと思います。当日雨も降らず、そんなに暑くもない中で、展帆、船に帆を張る作業ですが、それを子どもたちに見てもらえたのは非常によかったかなと思います。

議員の平和への思いを聞かせていただきました。平和は何よりも尊い、そ

の思いを強くしたところです。他方、その平和は簡単に壊れてしまうという思いを私の経験で思っております。

この議会の冒頭で提案説明をさせていただいた、その最初に上皇陛下の御製を御紹介させていただきました。ペリリュー島について詠まれた歌であります。議員御指摘のように、今年の5月にパラオとの友好協定30周年を迎えるということで、締結後初めて三重県知事としてパラオを訪問させていただきました。そのときに御同僚の服部前議長、西場議員、野村議員、そして廣議員も御同行いただきまして、現地で慰霊をしていただきました。

三重県の人たちの思いというのを、ペリリューで亡くなられた三重県の人もおられると聞いておりますし、友好協定締結のきっかけとなった故クニオ・ナカムラ元大統領はお父様が伊勢市の御出身というふうに聞いております。少しでも喜んでいただけたのかなというふうに思います。

ペリリューの海は、帰りはスコールで大変でしたけど、ペリリューに行くコロールから行く海は非常に穏やかでサンゴ礁も見え、ペリリューに上陸しますと緑豊かで穏やかなところです。さすが南洋庁の本部が置かれたところであるなというふうに思いましたし、パラオの人たちはとても優しい穏やかな人たちでありました。三重県の人と相通ずるところがあるなと考えました。

そのペリリューが第二次大戦末期に激戦地となり、日本軍の中川大佐、それに対してアメリカの第1海兵師団、最強と言われた師団であります。そこで激戦が繰り広げられ、カジュアルティーはとても高い。死傷者率ですが、日本軍の兵力1万人に対して死傷数は約1万人、生還者僅か34名。アメリカ軍も、簡単につぶせると思っていた1万人の日本軍に手を焼き、4万人の兵力のうち死傷者1万人、これでアメリカ軍は日本との戦い方を変えなければいけないと決意をした。

それが後の栗林中将が守られた硫黄島につながっていくわけでありますけれども、そうした戦場であったということが想像できないぐらいの平和な島でありました。その島を訪問して、議員もおっしゃったように平和は何よりも大切だと。しかし、壊れやすい。その気持ちを持ちました。

予断は全く許しませんけれども、今週金曜日にアメリカとイランがスイスで覚書を結ぶというふうに言われています。ようやくアメリカとイラン、イスラエルを巻き込んだ、イスラエルが巻き込んだのかもしれませんが、この紛争は取りあえず小休止、あるいはもう未来永劫平和が続いてほしいというふうに思っていますけれども、ようやく平和が訪れるのではないかという期待を持っているところであります。

国際安全保障の世界で仕事をしていますと思わぬことがよく起こります。例えば今回のアメリカとイランのホルムズ海峡の問題、これは私が海上保安庁の政務課長のときに平和安全法制の議論がありました。そこで場合によるとホルムズ海峡が封鎖されるかもしれない、それに対して日本はどう対応するのかという議論が新三要件の関係で話があったわけです。でも、実際にそれに近い状態が起こるというのが今回の驚きであって、何が起こっても安全保障の世界はおかしくないんだなという思いを強くしました。

その上で、安全保障から学んだことは幾つかありますけれども、代表的なものを二つ申し上げたいと思います。

一つは、国際社会というのは決して性善説に立ってはいけません。想定されるリスクに万全に備えておかなければ、その国は、その地域は滅びるということです。

もう1点、こちら側から決してエスカレーションラダー、これを上がってはいけません。冷静に対応することが必要だということです。この2点の思いを強くしたところです。

安全保障、インテリジェンスの世界の話は外部の方に言えないことが多いんですけど、その中で先ほどホルムズ海峡の話をしました。もう一つ、海上保安庁時代の対応でお話できる範囲で申し上げますと尖閣諸島であります。これは歴史的にも国際法的にも日本の領土、領海でありまして、我が国が有効に支配している場所でもあります。

大正8年、1919年に尖閣諸島周辺で当時の中華民国の船が遭難をし、当時尖閣諸島にあったかつおぶし工場の関係者に救助されました。これに対して、

翌年大正9年、1920年に中華民国駐長崎領事は感謝状を出しています。そこには何と書いてあるか。日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島と、日本の領有を認めている感謝状を出したわけです。

ところが、昭和44年、1969年にE C A F Eが尖閣周辺に石油がある可能性があると発表したその翌年以降、中国は尖閣諸島の領有権を主張し始めました。そして、今は中国公船が荒れた日を除いてほぼ毎日尖閣諸島の接続水域を航行しています。これに対して、中国公船と尖閣諸島の間に巡視船を航行させ、領海に侵入した公船に対して冷静に警告をしているのが海上保安庁であります。これがエスカレーションラダーを上らず、リスクに万全に備える手法だと思います。

また、もう一つの例を挙げますと、外国政府が日本在住の自国民に対して情報提供を強制するような法律を制定する事例があります。これは先に先方がエスカレーションラダーを上がっている。これに対して、情報漏えいリスクを防ぐための万全な手だてを講じる必要がある。そのための検討を怠ってはいけないという思いも持っています。

何がその国を戦争に駆り立てるか。さきの大戦のことを思い起こせば、この場でも申し上げました軍部大臣現役武官制という制度が問題であったと思いますし、それと並んで、政党政治の自殺行為と言われた統帥権干犯問題、この二つが軍部の独走を許して、さきの戦争に我が国を引っ張っていったのではないかと思います。

統帥権干犯問題は、当時の立憲政友会と立憲民政党の政党同士の争いが引き起こしたものです。我々政治家は、かつて政党が戦争のきっかけをつくったということを決して忘れてはいけない。そして、日本国家としての品格、平和を追求する気持ち、それを維持続ける必要があろうかと思います。

〔44番 山本教和議員登壇〕

○44番（山本教和） 知事、ありがとうございます。もっともっと聞かせていただきたいんですが、時間も制限されておりますので、次に移りたいと思うんですが。

30年前のパラオの大統領は、知事が言われたクニオ・ナカムラ前大統領、お父さんは伊勢市の大湊出身だというふうには言われておりますが、そのお父さん、ですからおじいちゃん、クニオ・ナカムラ前大統領のおじいちゃんは志摩郡の大王町の出身なんですね。船越というところの出身であります。

これを今、市長といつも言っておるんですが、あまり響いていないのか、パラオで大統領を出した町が大王町だよということを昨日、おとついの芸能発表会でもそんな話をさせていただきましたが、来てみえるおじいさん、おばあさんたちはそうなんかなというふうな感じでした。別に驚く人はあまりいなかったように思いますが、ちょっと御紹介をさせていただきました。志摩、伊勢、パラオと、こういうような流れであります。

最後に災害、この前三重県が発表されましたメガ災害の発生時における損害等についてという、そんなペーパーでありましたけれども、地震が起こる。そうすると、津波が発生する。熊野灘から一直線で志摩半島、（パネルを示す）ここですね。この赤いところ。

これは志摩半島、地元の人々は前島半島と言うんですけども、ここに、恐らく地震の発生地によっても違うんでしょうけど、3分か4分ぐらいで津波が到達するだろうと。それも今のところ最大で26メートルぐらいの津波が押し寄せるだろうと。そんなふうに言われておるのであります。

先ほどの前島半島に1万5000人の方々が生きていらっしゃるんですね。一番先の御座から越賀、和具、布施田、片田と、ほとんどの方は海沿いに住んでみえるんですよ。ですから、国道は基幹道260号が中に1本走っておるということでありますから、市の防災担当の方々はずっと単独で逃げろ、高台に行け、何も持たない、救助を待て、3日間生き延びるように水、そういったものを確保しながら高台に逃げて救助を待てと、こういうようなことを指導されておるものであります。

先ほど地図でお示ししましたように、この前島半島は熊野灘と英虞湾の真ん中に挟まれた非常に狭い半島であります。ここで救助を待つわけでありませうけれども、果たして現実にはそういう場面が起こった場合に、どんなふうな

対応をしていけばいいんだろなというようなことを住民の人たちは思っておると思うんですね。

だけど、市の担当の方々は、専門の防災の担当の方は2名ぐらいお見えになるんでしょうけど、特別養護老人ホームへ行ったり、介護老人保健施設へ行ったりしながら、年配の人たちに、危険だよ、高台へ逃げなさいよ、指示に従ってくださいよと、こういう指導もしているし、また、公民館とか、そういうところへは住民の人たちに来てもらっているような講演をしたり、実地訓練をしたり、そういうようなことをやっておるわけであります。

ちなみに、令和6年は6300人の方々に話を聞いてもらったと。令和7年は5700人の方々が参加をしていただいたと、こういうことを伺っておるところでございます。だけど、先ほどから言うように、この前島半島の沿岸で住んでいらっしゃる方は、津波が来たときに何も持たないで高台に逃げるということを指示されておるとはいうものの、なかなかイメージとして、実感として捉えられないというようなことをおっしゃる年配の方々もおるんですね。

ですから、いろんな指導をされているんでしょうけど、まずは救助を待つ。救助を待つのは海から。だけど、この前島半島は接岸するところが少ないんですよ。港になかなか接岸できない。ですから、津波が収まった具合のときに高台から降りて、小舟に乗って沖にいる大型船に運んでもらうというような計画だと聞いておりますけれども。

県当局は県警察並びに海上保安庁、海上自衛隊との連携はやっておられるというふうには思いますけれども、実際にこういう場で県は今こういうような計画をしているというようなことを、テレビを見ている方もお見えになるかも分かりませんので、説明をしていただければな、そんなふうに思うところでございます。どうぞよろしくお願いをいたしますと思います。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 志摩半島、前島半島沿岸部分で南海トラフ地震が起きたときの発災後の対応について御説明いたします。

南海トラフ地震が発生した際に、志摩半島の南東部から南西部にかけての

アクセス路である国道260号は、津波によって大王町船越などで浸水するほか、橋梁の段差が複数発生することが想定されております。このような状況におきまして、令和8年3月に策定いたしました中部道路啓開計画では、救命・救助活動、緊急物資支援等の救援ルートを確保するために、地震発生後3日を目標に当該地域の道路啓開を行う計画となっております。

道路啓開が完了するまでの間は、三重県防災航空隊のほか、三重県警察本部や陸上自衛隊、海上保安庁のヘリコプターが要救助者の釣り上げ救助や傷病者の搬送を行うこととなっております。また、県外から緊急消防援助隊をはじめといたしまして、様々な応援部隊が支援に入る計画となっております。

さらに孤立地域では、食料等の物資の供給が困難になるとともに、通信機能の途絶によりまして救助活動に必要な情報の確認や伝達等が困難になることも想定されております。

能登半島地震では、孤立地域へドローンによる情報収集や物資輸送の活動が行われましたが、本県でも、昨年度ドローンによる物資輸送のモデル事業を行いました。その実証結果を踏まえまして、今年3月に策定したガイドラインの水平展開を図ることで、市町における取組が着実に進むよう支援してまいりたいと考えております。

また、通信手段の確保につきましても、今後実施する孤立地域の実態調査におきまして現地を把握し、未整備の地域には県の総合補助金により支援を行ってまいりたいと考えております。

加えまして、当該地域にある漁港は津波によって甚大な被害が生じて利用できない可能性がございますけれども、海上保安庁は、東日本大震災が発生した翌日にはゴムボートを用いて救助活動を行っているほか、能登半島地震では、翌々日に巡視船と小型船を用いて救助部隊を珠洲市へ搬送しております。志摩半島の南東部から南西部にかけても同様の対応をしてもらえるものと考えております。

こうした県や救助機関による支援活動が、孤立する可能性がある地域におきまして円滑に実施できるよう、総合防災訓練を毎年実施しております、

令和6年度には、孤立地域支援をするための訓練を志摩市でも実施したところでございます。

今後も市町や救助機関等と連携し、あらゆる手段を用いながらも様々な状況の孤立地域を支援できるよう、訓練などを通じまして災害対応力の向上を図ってまいります。

〔44番 山本教和議員登壇〕

○44番（山本教和） 部長、ありがとうございます。

通信を確保するという事を言われましたけれども、全くそのとおりでありまして、我々が目に見えないところでそういった後方部隊が活躍されているということも我々は認識をしていかなきゃいけない、こんなふうにも思っておるところであります。

一つ、国道260号が前島半島の真ん中をずっと走っておるんですが、車を利用しちゃいかんというようなことを言われております。それはそうかも分かりません。前で止まればもうずっと数珠つなぎで混乱が起きますから、まずは国道260号は避難場所にどうかというようなこともあるかも分かりませんし、なるべく高台に車で逃げるといのは控えようと、こういうことを指導されておるんだらうなと、そんなふうに思いますけれども。

この前島半島の上空、空ですよ。ここで海は津波が収まってからということでもありますけれども、ヘリコプターなり飛行機は避難されている方々に対してどういうふうな救助方法というか、そういうことをされておるのか。地震・津波はここの地域だけ起こるんじゃないくて、恐らく伊勢湾全体の沿岸の都市、また、町に影響を及ぼしておるわけですから、ここだけヘリコプターが来るとか、飛行機が来て下で救助を待っている人たちをそこだけ救助するわけにはいきません。

いろんな連絡を取りながら、各地で救助を待っていらっしゃる方々を助けなきゃいけないと、こういうようなことがあると思うんですが、そのイメージ、26メートルの志摩市、それから24メートルの鳥羽市、特に離島、南伊勢町、こういうようなところが一番津波が大きいところだとは想像します

けれども、それだけではありません。熊野市もあれば桑名市もあるかも知れない。そういうところの中で空からの救助というのを各地でどんな手順でやっていくのかということをお伺いしたいと思うんですが。

○知事（一見勝之） 大きな災害が発生しますと救助をいかに現地に送るのかというのが大事になります。先ほど部長が申し上げましたが、道路の啓開はかなり時間がかかります。1週間かかることもあるし、2週間かかることもあります。したがって、そのときに頼りになるのは空からの救助、支援と、それから海からの支援であります。

海についても、海上保安庁の小型船艇は行けますけれども、護衛艦のような大きな船はなかなか入らないということで、実は空から大事なのは状況視察であります。ヘリを使って、それから固定翼を使い、情報収集します。それは三重県の北から南まで全部やらなきゃいけないと思います。その上で、船で救助できるところは海上保安庁の巡視艇で救助に行き、そして物資を届けます。

でも、それができないところはヘリで対応します。自衛隊のヘリと海上保安庁のヘリ、そして警察、消防、それからうちの防災のヘリも使って物資を投下して対応するときは航空法の適用除外を受けて物資を投下します。急病人がいたりして対応しなきゃいけないときは、海上保安庁で鹿児島県の口永良部島のときに対応しましたがけれども、ロープを使って隊員が降下して、そこで状況を確認した上で要救助者をヘリにつり上げ救助します。

そういったこともやりながら、現地の状況を確認して、海上保安官が無線で、ここはまだ救助が必要だ、物資が必要だ、そういうことをやっていくということになります。スポットスポットで空は対応していく。そして、面的な対応は船でやり、道路と、こういうふうになると御理解いただければと思います。

〔44番 山本教和議員登壇〕

○44番（山本教和） ありがとうございます。船は面的な、それから空についてはスポットスポットで対応すると、そういうような話を聞かせていただ

きました。

ヘリコプターもそうですけれども、時々見かけるのがドローンで物資を離島に届けるとか、助けを待っている方々のところへドローンが荷物を積んで届けると。こういうようなことがこれからもっともっと対応が頻繁に起こってくるんだらうな、こんなふうに思っておるところであります。

いずれにいたしましても、災害がないのが一番でありますけれども、今後とも行政の方々と地域の人たちと一体になった防災対策について精いっぱい頑張っていかなきゃいけないのかな、そんなふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。11番 芳野正英議員。

〔11番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○11番（芳野正英） おはようございます。新政みえ、四日市市選挙区選出の芳野正英でございます。

先ほど山本教和議員の平和に対する質問、非常に格調高い質問だったなというふうに思いまして、いろいろ三重県の知られざる戦争遺跡のお話も聞かせていただきました。

本日は6月16日でございます、実は昭和19年6月16日は北九州で一番初めに国内の空襲が起こった日でございます、あさっての6月18日は私の地元の四日市市初の、何回も空襲されていますけれども、初めての大規模な空襲でございます、700人以上の方がお亡くなりになりました。私の実家は少し郊外ですが、祖母の実家がJRの四日市の駅前でしたので、よく祖母からうちの親族の戦争被害の話も聞かせてもらいました。

平和というのは努力をしなければ獲得できないものでございまして、今回のアメリカとイランの合意も19日に調印をされるというふうにも聞いておりますが、かりそめの平和とならないように、しっかりと私たちも気を引き締めて取り組んでいかなければならないというふうに思います。

また、一般質問させていただくんですが、いよいよ今年は8月にみえ高校生県議会がございまして。私も広聴広報会議のメンバーですので、6月から高校へお邪魔して高校生の皆さんと今質問の段取りをさせていただいています。熊野青藍高校の紀南校舎と上野高校の2校に行かせていただきました。

本当に高校生の皆さんはしっかりと、もうこの段階から考えていただいて、8月が非常に楽しみだなというふうに思っているんですが、質問も一度県議会の質問を見てみたらいいよというふうに話をしましたので、ちなみに僕もやるからという話はさせていただいたので、高校生の皆さんにも見ていただいて、県議会議員も大したことないと思われないうなしっかりとした質問にしていきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一つ目は、流域治水プロジェクトについてということで、流域治水とは、河川管理者が主体となって行う治水対策に加えて、氾濫域も加えて地域一体として流域全体の水害を軽減させていこうという取組でありまして、流域治水プロジェクトとして、河川整備に加えた流域市町村の実施するいろんな取組を総合的に行うものでございます。

三重県は令和4年3月に全ての二級水系に流域プロジェクトを策定したということでございまして、これはちょっとパネルで御用意しましたけれども、

(パネルを示す) 私の地元の三泗地域、四日市市と三重郡の流域治水プロジェクトの概要図になっております。

大体この地域は二級河川の多い地域でございます。朝明川水系と海蔵川、三滝川、そして天白川、鹿化川という大体水系としては四つに分かれるのかなというふうに思っていますけれども、いつも字が細かい映写資料になって申し訳ないですけど、この左側のほうですね。この辺がいわゆる広域的に行う。この緑の枠なんかはそうですね。黄色の枠もそうですね、河川整備だけではない取組も加わっております。

こうした流域治水プロジェクトの現状の取組についてまずお聞きしたいというふうに思います。特にハード対策以外のソフト事業、この辺も十分に御説明いただければと思います。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました流域治水プロジェクトについて御答弁させていただきます。

近年、気候変動の影響により水災害が激甚化、頻発化しており、昨年9月の大雨による四日市市内の浸水被害など、全国各地で甚大な洪水被害が発生しております。このような気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまで河川管理者や下水道管理者が行ってきた取組に加えまして、流域のあらゆる関係者が主体的に浸水被害軽減対策を行う流域治水に取り組んでいるところでございます。

議員からも御説明がありましたとおり、流域治水プロジェクトでございますけれども、一級河川の7水系と二級河川の10圏域において、国、県、市町、気象台、企業等で組織する流域治水協議会で取組内容の全体像を示した流域治水プロジェクトを策定し、流域の関係機関が一体となって防災・減災対策に取り組んでいるところでございます。

議員の御地元の四日市市におきましては、四日市圏域二級水系流域治水プロジェクトを策定しまして、三重県が行う三滝川などの河川整備や四日市市が行う貯留管などの下水道施設整備のほか、農林水産部局における農業用た

め池などの農業施設の活用の促進であったり、市町における水災害教育の実施、气象台、河川管理者や市町が行う水位、雨量などの防災情報の発信などに関係機関が一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、県民の皆様は流域治水について理解を深めていただくために、県広報紙、テレビ、ラジオ、SNSなどでの情報発信や県民ホールや大学等でのパネル展示を実施しているところでございます。

今後でございますけれども、流域治水を推進するためには、全ての関係者がこのプロジェクトに位置づけた取組を着実に実施していくことが重要であり、毎年流域治水協議会を開催し、取組の進捗状況の確認や意見交換を行っているところでございます。

また、流域治水の取組をさらに広く県民の皆様を知っていただくため、今年度は大学とも協働いたしまして、より分かりやすい広報資料の作成も予定しているところでございます。引き続き、地域の安全・安心の確保に向け、関係機関との連携強化や、県民の皆様への広報を通じて流域治水の取組を推進してまいります。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

この流域治水の取組は、すみません。紹介を忘れましたけど、（現物を示す）4年前ですけれども、実は新政みえのビジョンの中にも流域治水プロジェクトを促進するというふうに書いてございまして、ここを充実していこうというところで今御答弁もいただきましたけれども、企業だけでなく大学、それから県民の皆さんにもこのプロジェクトを一緒になってやっていくという広報活動をぜひお願いしたいというふうに思います。

例えば雨の降る日、これから台風が近い時期もあると思いますけど、お風呂の水を夜なんかになるべく捨てないようにしておくとか、台風が過ぎるまでちょっとためておくとか、こういうことも国交省の中には書いてありますけど、こういうささやかなことも全家庭でやっていくと結構大きな影響になってくるのかなというところもありますので、そういった小さなことから

も流域治水につながるんだという広報もぜひお願いをしていただきたいなというふうに思っています。

パネルとしても先ほど流域治水協議会というのがあるというふうにお話しいただきましたけれども、（パネルを示す）これもまたちょっと細かい資料で申し訳ないんですけど、また三重県のホームページを御覧いただければと思います。それぞれのプロジェクト、先ほど赤囲み、黄囲み、緑囲みもありましたけど、それぞれで進捗が短期、中期、長期とありますから、それぞれの取組を御協議いただければなというふうに思うんですが。

もう一度さっきの1枚目のパネルを出させていただきますけれども、（パネルを示す）そういうソフト面での整備や広報、周知も大事ですけども、もちろん最終的には河川の整備というの、ハード面が一番影響力を及ぼすのかなというふうに思っています。

先ほどありましたように、県がやるだけではなくて、点線囲みは市町、菰野町に取り組んでもらったり、四日市市もこの二級河川の上流のほうは市管理ですから、鹿化川や天白川の上流なんかも四日市が整備するというのをやっております。

また、昨年9月の豪雨災害のときに、この辺が近鉄四日市駅で、地下駐車場ですけども、この地下駐車場の被害ばかり言われていますが、忘れられた被害として、常盤地区ですとか浜田地区という地域ですけど、この辺りも結構水がついて車が水没したという、そういった事例も実はあるんですね。

そのために四日市市としても、ここに大きな貯水管ですとか阿瀬知川のポンプ場を整備をする方針になっていますけれども、ハード整備は大事だという中で、実はこの水系が幾つかある中のそれぞれの河川の整備計画というのがつくられています。これは治水プロジェクトの前からなんですけど、今回鹿化・天白水系に関してはまだ河川の整備計画ができていません。

これは恐らく県内のほかの水系でも、流域プロジェクトにはなっていないけれども、河川整備計画がまだできていないというところもございます。こういうところの整備計画の促進も同時に進めていくべきではないかなと思います。

ますが、その点について県の考えを聞かせてください。

○**県土整備部長（藤井和久）** お尋ねのありました天白川、鹿化川の河川整備計画について答弁させていただきます。

流域治水において重要な取組の一つが、議員御指摘のとおりハード整備であります河川改修です。河川改修を行う場合は河川法に基づき、河川管理者が将来の河川のあるべき姿や河川整備の方針を定めた河川整備基本方針と、今後20年から30年間の具体的な河川整備の目標を示す河川整備計画を策定することとなっております。現在県管理河川におきましては、一級水系では6水系、二級水系では22水系、合わせて28水系で策定済みでありますけれども、まだ52水系残っているところでございます。河川整備計画の策定につきましては、河川改修を行う必要がある河川を優先し、順次策定しているところでございます。

このような中、議員御指摘の天白川、鹿化川につきましては、昨年9月の四日市市の豪雨など、近年の激甚化、頻発化する水災害に対応するため、気候変動を踏まえた治水検討を今年度から実施する予定でございます。近年の激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、引き続き河川整備計画の策定を進めてまいります。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○**11番（芳野正英）** 御答弁ありがとうございます。

この天白川、鹿化川、特に天白川というのは昔笹川といって、私の生まれた四郷地区でうちの前を流れていたところなんですね。津田さんの実家も笹川団地というぐらいですから、笹川地域でございますけれども、この整備をぜひ進めていただきたい。

工事に関しては、今年度四日市建設事務所でも進めていただくということでもありますけれども、一体的な整備のためには河川整備計画というのを進めていただかなければなりません。まだ52水系が未整備ということもおっしゃっていただいたので、そういう意味では、まだまだ県内でもしっかりと整備計画を取り組んでいくような水系が残っていると思いますので、ぜひと

もその促進をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

里親制度についての質問をさせていただこうと思うんですが、里親の質問はちょうど昨年の6月16日に松浦慶子議員が質問をされておりますし、その前年の2024年も杉本熊野議員が里親制度についての質問をしています。

昨年4月から三重県は三重県社会的養育推進計画Ⅰ期、今後推進計画とありますが、これを策定しています。これが1年たったので、毎年質問があると思いますが、どれぐらい進展があったのかという確認を含めて現状をお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、里親制度の現状についてお答えさせていただきます。

先ほど議員から紹介がありましたように、社会的養育推進計画の中で県としても里親の確保に努めているところでございます。県といたしましては、当然ながら親元を離れなければならない子どもの保護に当たりましては、愛着の形成でありますとか、子どもの健やかな成長に必要な環境を考慮して、家庭と同様の温かい環境の下で継続して育つことができるよう、家庭養育優先の原則で里親の登録拡大とか、あるいは委託の推進に向けて取組を進めているところでございます。

その結果、令和8年3月末時点では県内で里親として登録していただいている世帯は延べ379世帯となっています。そのうち95世帯の里親世帯で子どもたちが暮らしております。そして、施設や里親の下で暮らしているいわゆる要保護児童に対する里親委託率は28.8%という状況でございます。なお、登録していただいている里親のうち284世帯は、子どもを委託されていないという状況でございます。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

昨年の里親委託率が29.7%ということで、児童も増えてくる中でなかなか

がっと増えていくということが難しい状況なのかなというふうに思っていますけれども。

三重県の社会的養育推進計画の中でも、令和11年度が最終年ですから、目標45%というふうに定めていますので、そこはせっかく379件登録をさせていただいているけど、284件まだ委託がないということで、無理やりにというわけではもちろんないと思いますけれども、しかし、それだけ実際に里親として委託できる素地が整っている中で、先ほどもおっしゃったような家庭養育優先の原則というのができてきていますので、ここをしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、なかなかこれが進まない現状というのは、今どのような課題があるから進まないとお考えなのでしょう。

○子ども・福祉部長（高濱公生） 今、里親委託を進めているところですが、それが進まない背景として我々が考えておりますのは、一つは里親の中でも養育技術でありますとか経験というところで違いがあるということ。例えば障がいがあるなど、養育に配慮が必要なケースにおきましては、受け入れる里親は限られてしまうということもございますし、あとは里親制度に対する社会的認知度がまだまだ高くないのかな、そういう理解が進んでいないのかなということにも課題があるというふうに考えております。

それから、里親に委託した後でございますけれども、養育に関する悩みを誰にも相談することができずに抱え込んでしまって、里親自体が孤立してしまうという課題もあるというふうに考えているところでございます。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

いろんな課題があると思いますけれども、先ほどの課題の中でも整理をすると、結局里親制度の認知度の低さとか、委託後の相談というのは委託された後の課題、実際にこの里親委託率を上げるための課題というのはまたもう少し別のところにあるのかなというふうにも思います。里親制度全体の課題だったような気がするので、そこはぜひ分析をしていただきたいなというふうに思います。

里親の皆さんは里親制度が始まって実際に受け入れた後の大変さというのはもちろんございますので、そのために国としては里親支援センターというのを制度として盛り込んでおります。令和6年3月に里親支援センターの設置運営についてという要綱も出ていますけど、三重県としては、昨年度は松浦議員の答弁には1か所ということでありましたけれども、昨年度もう一か所増えて今、里親支援センターは2か所になりましたけれども、それでも北勢地域、中勢地域の辺りはまだ里親支援センターができていないという状況であります。

この社会的養育推進計画では、（現物を示す）措置児童の推計を435人と見込んでおられるということでもありますし、里親委託率も45%を目標にするということで、今からでも非常に大変な目標設定をされていますけど、そのためには里親支援センターの役割というのは非常に重要になってくると思いますが、これについて今どのような形で支援をしているのか。

今、北勢地域と中勢地域は2か所フォスタリング機関というふうな形で、もちろん里親の支援もしていただいているんですが、今後これを支援センターとして拡充していくのか、この辺りも御質問させていただきますので、お答えください。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、里親支援センターについてお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、県では里親を養成していくということが大事だと思ってまして、また、委託に当たっても、子どもとのマッチングを調整するとか、あるいは委託後のフォローであるとか、子どもに対する養育相談を受けるという意味でそういったセンター、里親を包括的に支援する体制の整備というのは非常に重要だと考えております。県では、これまでそういった里親委託に向けた調整とか、委託中の養育相談など、里親養育を包括的に支援する機関としてフォスタリング機関の設置を進めてきたところでございます。

こうした中、今、議員から御紹介がありましたように、国においては里親養育支援体制をさらに充実させるために、里親支援センターが新たな児童福祉施設として創設されたところでございます。これにより包括的な支援体制が強化されるとともに、施設運営に必要な費用が制度的に確保されることで安定した事業運営が可能になると私どもも思っております。

県としまして、これまで県内四つのフォスタリング機関と児童相談所が連携して県内全域で里親養育を包括的に支援してきたところですが、さらなる支援体制の強化に向けましては、フォスタリング機関から里親支援センターへの移行の支援を行っているところでございます。

先ほど議員御紹介がありましたように、今2か所のフォスタリング機関が里親支援センターに移行したところでございますが、今後もさらなる里親養育の支援体制の充実に向けて、例えばセンターになることでこういうメリットがあるということも紹介しながら、センターへの移行を引き続き働きかけてまいりたいというふうに考えております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

この里親支援センターとフォスタリング機関の違いというのがなかなか私も分からなくていろいろ調べているんですけど、要は里親支援センターというのは児童福祉法の里親支援事業の該当事業ということで、いわゆる措置事業として県から直接運営費が出ると。フォスタリング機関は補助事業として補助金を出しているという理解でいいんですかね。ちょっとそこだけ確認させてください。

○子ども・福祉部長（高濱公生） フォスタリング機関と里親支援センターの違いでございますけれども、今、議員おっしゃっていただいたとおり、フォスタリング機関は委託事業という形で毎年度事業を委託している形になっております。

一方、里親支援センターは児童福祉法に基づく福祉施設でございますので、一旦開設されますと常々措置費という形で安定した財源が国、県を通じた補

助制度で支払われるという形になりますので、そういった意味で経営基盤が安定するものというふうに考えております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございました。

そこに委託される子どもたちの支援というのは長期にわたりますから、要望も強い北勢地域、中勢地域でぜひ長期支援ができる里親支援センターを設立できるように、引き続きの御支援をお願いしたいというふうに思います。

そうした支援センターで里親さんの支援をするだけでなく、実際に里親に取り組んでいる方々の御意見というのも聞かせていただきました。新政みえとして、三重県の里親会の皆さんとも意見交換をしておりますけど、その中で里親の役割というのが、国の里親制度の運営についてという平成25年6月に改正されています厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長の技術的な助言というのがありますけど、（現物を示す）これが一応里親制度の運営に係るマニュアルなのかなと思って、今、私も読んでいますと、里親制度についてもちろんあるんですが、一番は里親は実親のところから子どもを一時的に社会的養育として取り出した後、もちろん養育をします。しかし、実親に戻った後、その里親と子どもとの縁がぷつと切れてしまうような、そういう立てつけになっているのかなというふうに思っています。

実際そういう運営がなされていると思うんですが、これは里親からではないですけど、三重県でも児童養護施設から実親に戻った後の虐待死事件というのがありました。不幸な出来事でありますので、これを繰り返さないためにというふうに知事も何度もおっしゃっておられましたけれども、そのために里親ができることというのは、実親に戻した後、いわゆる法律的には措置解除といいますけれども、要は実親の元に戻った復帰後も、私は里親というのは今後の子どもの取組に関して関わるような場をつくっていくべきじゃないかなというふうに思っています。このことに関して、部長の御見解をまず伺いしたいというふうに思います。

○子ども・福祉部長（高濱公生） 里親から実親に戻った場合の関わりなんで

すけれども、今も児童相談所が中心となりまして、里親から戻った場合も可能な限り里親とのつながりを持てるようにしております。ただ、ケース・バイ・ケース、当然児童と里親の関係とか、実親と里親の関係とか様々ありますので、それは児童の家庭環境とか児童の御希望も踏まえて、児童にとって何が最善なのか、そういったことを踏まえてその辺りは引き続き調整を行ってまいりたいというふうに考えています。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

実はこの三重県の社会的養育推進計画の中にも、（現物を示す）5ページに「切れ目なく隙間のない支援」という要綱がございまして、そこにいろんな各ステージの中で「関係機関等の間の引継ぎが難しく重要な視点が欠落してしまったりすることで、保護者や子どもへの支援が途切れてしまうおそれがあります。」とか、関係施設等が要保護児童対策地域協議会に参加していなかったりと不十分な状況が見受けられますというような記述があります。

また、14ページでは、「県では、施設の退所後あるいは里親の措置解除後、子どもがどのような道を進むのか実態を把握できていない状況です。今後、その実態を把握し、子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討します。」これはもちろん県が実態を把握できていないと言っても、市町も一緒にフォローしますから、なかなか難しい状況もあると思いますけれども、決してまったく県が手放しているわけではないと思いますが、ここにあるように、この養育推進計画の中でも県としての悩みもあるわけですね。措置解除の後にどうやって実親に戻った子どもの実態を見ていくか。地域によっては要対協でしっかりとケース会議をしているところもありますけれども、そこにぜひ里親を入れていただくことを、これもケースによってだと思えます。だからこそ、ケース会議によっては入れていくべきじゃないか。

児童養護施設の場合は、児童養護施設から実親に戻った後も継続的に支援ができるというふうになっていきますけれども、それが里親の場合はぶつっと切られてしまう。今までもそうやって切られてしまっていて寂しい思いをしたと

いう里親の声も聞いています。もう一度ぜひともここをしっかりと、この推進計画、令和11年度までの間にその体制整備、ここに体制整備をしていくというふうに書いてあるので、その中に里親を入れていただくということで前向きに御答弁をいただけないでしょうか。

○子ども・福祉部長（高濱公生） 里親委託措置解除後も、今も児童相談所なり、市町が家庭に戻った後どうなのかというモニタリング、家庭環境の状況調査を引き続き行っているところでございます。

議員から御意見がありましたように、その中で要保護児童対策地域協議会という役割も重要でございまして、今、地域によっては既にその要対協に里親が入ってもらっているというところもあるというふうに聞いております。当然ながら全てが全て入るということもないと思いますけれども、状況に応じて里親にもちゃんと参画していただけるように、県としてもまた取り組んでまいりたいというふうに考えています。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。前向きな答弁をいただいてありがとうございます。

（現物を示す）ぜひ知事にも、先ほど申し上げたように厚労省の里親制度の運営についてといういわゆるマニュアルと言ってしまうとあれですけど、概念図みたいのがありますので、ぜひともその部分で先ほど申し上げたことを改善していただくように、また国へも要望いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ちょっと通告にないですが。

○知事（一見勝之） 理由があつて親と一緒に暮らせない子どもたちの育ちをしっかりと見ていくというのは行政、私がおりましたフランスもそうです。国がしっかりと面倒を見る。国でできない部分は県がやり、フランスは地域がやり、県がやり、そして市町がやるということですけど、日本の場合は県がやり、そして市町がやるということだと思います。

いろんなケースがありますので、里親だけがいいというわけではないという声も聞きます。私も毎年三重県の社会福祉協議会がやっておられる3月の

養護施設から就職をする、大学へ出ていく、そういう子どもたちの自立を励ます会、それに参加をさせていただいています。これは四日市の公害の慰霊と、そして沖縄での戦没者の慰霊と並んで県知事が絶対出やないかんものじゃないかということで出させていただいているところであります。

議員御指摘のように、養護施設の方々は子どもたちが巣立った後もそのフォローアップをされておられるのが実態でありますので、残念ながら津で幼児虐待があつたりしました。措置が終わった後の子どもの育ち、生活というのもしっかり対応していかなきゃいけない。そのためには一つ要対協が大事だと思いますので、前議会ですかね。子どもを虐待から守る条例も強化をさせていただいたところでございます。したがいまして、議員に御指摘をいただいたような体制をどうつくっていくか。これも県としてしっかりと対応していきたいと思っております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

厚労省がやっております社会的養護全体のよい事例の紹介の中に、三重県として先進的に取り組んでいる事例が二つ紹介されていますので、そういう意味では、社会的養護の先進地域の取組としてぜひお願いしたいというふうに思います。

では、続いて、障がい者の就労選択支援サービスについて質問させていただきます。

これはパネルで御紹介したかったんですけど、ちょっと時間もありませんのであれなんですけど、（パネルを示す）これまではこの右側の就労B型、A型、いわゆる就労移行支援、既存で三つあったんですけど、その前段階として、こういう就労支援と一般就労の前にどの道を選択したらいいだろうかというのに取り組むのがこの選択支援サービスであります。これは令和7年10月1日から始まっていますが、半年たった三重県の実施状況を聞かせていただければと思います。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、就労選択支援サービスの実施状況ということでお答えさせていただきます。

県内では、令和8年6月1日時点で九つある障がい保健福祉圏域のうち、紀北と紀南を除く圏域において14の事業所がサービスを提供しているというような状況でございます。

以上でございます。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

件数とか教えてくれるかなと思ったけど、まだ年度途中ですから、8か月ぐらいしかたっていないので、どれぐらいの件数かというのはまだ県としても把握されていないのかなと思いますが、14事業者あるといいまして、そのうちの一つの事業者からも話を聞き取ってきました。

その中で、選択支援事業所は大体5月末ぐらいで三十数件この選択支援に取り組んでいますけど、9割以上は特別支援学校の生徒が、先ほどのパネルをもう一度出しますけど、（パネルを示す）一番上にある就労継続支援B型事業所に行くためのアセスメントを取るために、このサービスを利用しているということであります。

今までは特別支援学校の生徒は直接B型に行ったりもしていたんですけど、10月からはこの選択支援サービスを選択しないとB型に行けないということでありますので取り組んでいます。

ただ、この選択支援サービスというのは、そもそも前の就労移行もそうですけど、一般就労に移行していくためのサービスでもあり、この選択支援事業所も究極の目的というのは一般就労を目指すということなんですけれども、実際は9割以上がB型の事業所に行くための制度になってしまっている。

就労移行と同じような屋上屋を架しただけの制度なんじゃないかなというふうに思っているので、厚労省がやった取組は初めから意味があるのかなと思っていましたが、意味がないことはないんですよ。意味がないことはないんですけど、実際それで大きく変わるかということ、結局手が増えてしまうだ

けじゃないのかなというふうに思っています。

もちろん、今B型へ特別支援学校を卒業した後行かないといけない子のためには必要な制度なのですが、それ以外も、僕がずっと取り組んでいたグレーゾーンの子もたちの支援の中で、この一般就労へ行くためのステップとして、この選択支援事業を選んでいただきたい。そのためには、実は一般の高校ですとか、大学生にもこの選択支援サービスについての周知、これは学校関係者もそうですし、保護者の皆さんもそうですが、そういったところにも必要だと思いますが、こういうところへの周知はどういうふうに取り組まれるおつもりでしょうか。

○子ども・福祉部長（高濱公生） 就労選択支援サービスは、今、議員御指摘がありましたように、B型を利用する場合は必ず受けなければいけないとなっております。そういった意味で、特別支援学校への周知も行っているところですが、もともとの本来の目的は障がい者の適性とか能力とか、あるいは本人の御希望に応じて、一般就労も見据えた適切なサービスを利用してもらおうということにあると思いますので、そういった目的に向けて県としても取組を行いたいと思っています。

議員から今御指摘もありましたように、特別支援学校だけではなくて広く一般の高校にも周知するべきじゃないかということで、実は県としましては教育委員会等とも連携いたしまして、個別の高校へ訪問してこの制度周知を行うなど、より広くサービスを利用していただくための取組をやっていきたいというふうに思っております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） ありがとうございます。

今日は長崎教育長にはお聞きはしませんけれども、ぜひ連携をしていただいて、各個別の高校にも、通信制の高校もありますので、そういったところも含めて周知をしていただきたいと思いますし、全国の大学でやっているの、これは本来国でもう少しこの選択支援事業の周知の取組をしていただかないといけないのかなと思ってはいますけれども、ぜひここを進めていただ

ければと思っていますし、また、9圏域でということで、三重県の全ての圏域でこうした選択支援サービスが利用できるようなその体制のための拡充もぜひお願いをしたいと思います。

では、続いての質問に移ります。

同じように障がい福祉サービスについてのことですけれども、今度は不正受給への対応についてであります。

6月7日の新聞各紙で、2020年から2024年度の5年間で障がい福祉サービスをしている全国の事業所での不正受給額が総額80億円に上ったというふうに報じられています。三重県では2件で465万円の不正受給だったというふうに報じられているわけでありすけれども、2025年、去年は大阪が本拠である1法人だけで150億円の不正受給があったということで大きく報道もされていますけれども、私からすればいずれ起こるだろうなというふうに思っていた事案だと思います。

そもそも障害者総合支援法ができたときも、営利企業にも門戸を開いてやっていく中でどうしても競争激化になる。そういう中でこうして起こるべくして起こってしまったんじゃないかなというふうに思っています。

もちろんこれはまだ今係争中ですので、事業者から言わせると我々は全然不正じゃないんだというふうな主張を繰り返しておるようですが、しかし、額はこれほどでないにしても、同じような不正受給の例というのがあるのではないかと。三重県は2件で済んでいるというふうに考えるのではなくて、しっかりとそこは見つけていかなければならないのではないかとというふうに思っています。

ちょうど6月5日に出されていますけれども、厚生労働省は障がい福祉分野に関する、「障害福祉サービスの質の確保について」というのを社会保障審議会障害者部会で6月5日に議論されています。そこに出ている資料をちょっと出させていただきますけれども、（パネルを示す）この中にもありますように、やはりしっかりとこうした不正受給を見抜くためには運営指導、監査を強化していかないといけないということでもあります。

この右側の青いところの見直しの方向性の1番を見ていただくと運営指導の実施を重点化する。3年に1回、実質的に調査率を年間33%以上確保しながら、各都道府県のサービス事業所を3年に1回で全て回るようにしてくださいねと。さらに下のほうを見ていると、大規模な運営法人、全国的なチェーン展開といいましょうか、そういうことをしている法人もありますけれども、そういうところは2年に1回程度ちゃんとチェックすべきだよというふうに厚労省でも入っています。

恐らくこれは通知達達としてそれぞれ県にもかかってきていると思いますけれども、三重県は今どれぐらいなのかというのを、厚労省の資料を基に私自身でちょっと計算してみました。（パネルを示す）実際は47都道府県全部あるんですけれども、一番たくさん監査しているところは島根県35.9%、続いて徳島県、同じく35.9%ですね。これが都道府県の中でも運営指導を実際やっているところなんですけど、ずっと見ていただくと3割をキープしているところというのは香川県までなんです。

次の鹿児島県から29.2%となってどんと下がっていくわけですが、下のほうを見ますと三重県は43位ですね。東京、神奈川は施設が多いですから1%以上も回れていないという、これもちょっと問題だなというふうに思っているんですが、三重県も多いとはいえ、まだ3.9%という、厚生労働省の目標としての30%の10分の1という感じですね。30年かけないと全部が回れない、そういう状況であります。

これを受けて、ぜひ三重県としても実施件数を伸ばして行って、調査、監査しっかりとしていくべきだというふうに思っておりますが、今の三重県の取組と今後の方向性についてお聞かせください。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、障がい福祉サービス事業所の指導監査の体制についてお答えさせていただきます。

今、議員からも御紹介がありましたように、事業所への指導については、国の指導方針に基づいて行っているところでございますが、基本的に三つ種

類がありまして、一つは集団の指導、それから二つ目が議員から言われた運営指導、これは個別の事業所へ行くやつです。それと、あと監査というものがございます。

今、議員から御指摘がありました運営指導というのは、基本的に就労継続支援型のA型とかB型とか、そういった事業所は3年に1回以上というふうに定められております。また、監査はその運営指導の中で何か問題点が見つかったときとか不正が疑われる場合に行うものでございます。

今、障がい福祉サービス事業者への指導体制は、本県では国の指導方針に基づいて毎年度実施方針というものを策定しておりまして、その中で回数とかどういうところに行くかということをしっかり定めているところでございます。具体的には、令和7年度で申し上げますと、集団指導は動画配信によって延べ2285事業所、90%を超える事業所に集団指導を行っております。

また、個別の運営指導は、ハラスメント対策など社会的な状況を踏まえて重点項目というものを定めておりまして、その重点項目に沿った形で延べ112の事業所へ運営指導を実施しているところでございます。令和7年度については、少し運営指導の率が上がりまして4.5%となっております。

加えて、指定基準違反とか、あるいは給付費等の不正が疑われる場合には監査を実施することにしておりまして、昨年度は1法人に対して監査を実施し、その結果、指定取消しという行政処分も行っております。

課題といたしましては、事業所数がかかなり年々増えておりまして、かつ指導監査を行っている人員にも限りがありますので、国が示す実施頻度の達成が難しく、先ほど御紹介がありましたように三重県は全国的に見ても低い実施率となっているところでございます。それに加えて、昨年度には、事業者団体から民間委託を含む指導体制の強化をという要望も寄せられているところでございます。

そのため、県といたしましては、運営指導業務を外部に委託している自治体もありますので、そういったところも調査するなど、実施率の向上に向けて検討を進めるとともに、運営指導の実施に当たっては、実地とオンライン

というのを効果的に組み合わせるなどして、実施率の向上とより実効性の高い指導となるような体制強化に努めてまいりたいと思っております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

幾つか言いたいことがありますて、まず、一つは不正受給、不正受給と言ってしまうてはいますけど、知らずに申請をしてしまっている場合なんかもあるかもしれません。

例えば障がい者福祉施設でも食事提供体制加算というのがありまして、いろんな施設で自分の事業所で調理をした食事を出す場合は加算が受けられます。ただ、これは弁当業者が運んできた宅配弁当では受けられないんですけど、それを知らずに食事提供体制加算している場合があります。

それはオンラインの指導ではなかなか分からないですし、個別指導もハラスメント対策とか、何といいましょうか、運営側のマネジメントの指導というところもあると思いますけど、実際運営指導ですから、どういう運営をしているか、経営をしているか、そこも実地で見ないと分からないんだというふうに思うんですね。

さっきも言いましたように、2005年だったと思うんですけど、新たに障害者総合支援法ができて、そこから営利企業が参入できるようになりましたけれども、特にコロナ禍頃から私はちょっとまた違うスピードになってきたんだと思います。それは福祉コンサルタントの存在だと思うんですね。

いわゆる福祉コンサルが、皆さんもいろいろSNSとかを見ていると広告で入ってくるわけですよ。例えば動物愛護をしているだけでB型作業所をやると、市場規模が数十億円でみたい、どこでそういう工賃を稼ぐんやって僕らが見ておっても思うんですけど、そういう福祉コンサルがこうすれば利益が出ますよ、給付費が出ますよというような指導をするわけですよ。

だから、今そういう状況になってきているので、逆に言えば押さえやすい。こういうところを重点的にやっていけばいい。例えば設立年数がまだ浅いか、全国的なチェーン展開でやっているとか、そういうところの指導を強化

していくというのは大事ですし、中には知らずにそういったことをしている場合もあります。

あとコロナ禍中に多かったのが在宅で作業ができる。コロナ禍中はそれがあったんですね。B型でもA型でも事業所に通わずに自分の家でオンラインだけつないでおけば、それで仕事をしたということになって工賃が発生して給付費をもらうというようなことがありましたけれども、残念ながら厚労省はコロナ禍以降もまだこれを解除していないんですね。

実際まだ三重県はそんなに多くはないと思いますけど、そういう在宅でやっている。スタッフも在宅だから、実を言うと大阪の事業所で、サービス管理責任者は実は埼玉にいたとか、そんなものが実地指導で分かるわけですよ。だから、全国では今不正受給で取り締まられている事例があるので、そこもチェックしながら、そうすればチェックの視点が見えると思いますので、そういうところでぜひやっていただきたいと思いますし、これは集中的に短期的にやるべきだと思うんですよ。

だから、10年かけるというよりは3年ぐらい、厚生労働省の目標どおり3割ぐらいを確保して3年とか5年しっかりと確保すると。不正受給ですから、それを指摘した後は返還請求して税金を取り戻すという形でいけば、僕は重点的に職員をそこへ配置して短期的にすべきじゃないかなというふうに思っていますが、知事がうなずいていただいているので、聞いてもいいですか。

○知事（一見勝之） 私も以前監査の頻度は報告を受けまして、職員の数に今限りがある以上なかなか難しいよねという話をしました。私がかつて課長でやっていたときに臨店監査、実際に現場へ行行って監査をするやり方と、それから指導監査という来てもらって監査をする。いろんなやり方がありますので、それをミックスするやり方もあるよねという話をしたのと、もう一つは、先ほど部長が答えましたが、役所が監査に入るやり方もあるし、ほかの機関に委託をする。例えばトラックであれば、トラック協会の中にありますけれども、機関を使う。適正化機関って言いますが、これは法律で規定してあります。バスも今そういうやり方をしていますので、そういうやり方で対

応するやり方もあるというので、今検討してもらっているところです。

ただ、おっしゃるように不正受給があった場合には集中的にやる必要があるというのも事実でありますので、どういう効果的なやり方があり得るのか。知らずに不正をしている例も確かに議員おっしゃるようなところだと思いますので、どういった形で業務の適正化が図れるか考えてまいりたいと思います。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英） すみません。突然の振りで申し訳ありませんが、人員の増強というところも含めて、ぜひまた短期的、集中的にそこに配分していただければと思いますし、外部委託も進めていただきたい。

今、急激に障がい者福祉サービスが伸びていまして、障害者総合支援法の前のときから、これまでいわゆる作業所と呼ばれるときからやっていたような真面目な障がい者福祉サービスで今経営が苦しくなっているというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひともこの辺りを集中的に取り組んでいただくようお願いしたいというふうに思います。

残り7分しかありませんが、子ども・福祉部関係からちょっとがらっと変わりまして、最後は私の趣味的で申し訳ないですけど、中日ドラゴンズファンの私としてはファーム拠点誘致、これは5月27日に中日球団が発表いたしました。ホームページを見ますとこういう、ちょっとこれも細かくて申し訳ないですけど、（パネルを示す）公募条件の概要などもありまして、いろんな公募条件が今出されてきています。

今、県内では、桑名市、そして四日市市が手を挙げようかと準備をしているところでもあります。名古屋市のパナテリンドームから車で1時間以内とか、公共交通機関で無理なくアクセスとか、あとメイン球場、サブ球場、サブグラウンドと三つ球場が要った上に屋内練習場も要りますよ。7万から8万平方メートル程度という結構大きな面積が必要になってきていますし、ドラゴンズのベースボールタウン構想という最高の育成環境、野球振興の拠点、持続可能な運営モデルというドラゴンズ・ベースボールタウン構想に賛同する

地域が手を挙げてくださいというふうに言っています。

知事は報道機関の取材に答えてコメントを出されていますけれども、定例記者会見ですとか議場ではまだ御発言をいただけていないので、このドラゴンのファーム誘致について、知事の強力な後押しをぜひ御答弁いただきたいというふうに思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之）　ようやく御通告をいただいた質問ということでございます。

まず、昨日早朝にワールドカップの日本オランダ戦、けが人が出て100%の力で戦えない中で、我が日本は価値ある引き分けを勝ち取ったと思います。勝ち点1であります。先行されても追いつく。また先行されても追いつく。不屈の日本というのを見せてもらったなと思います。次はぜひ勝利して決勝進出を決めていただきたいというふうに思います。

翻って野球なんですけど、今年は出だしがよかっただけに期待をしていたんです。最近ちょっと野球というのは何かそんなのあったかなという気持ちにも、交流戦も4連勝してこれはいけるぞと。ほんなら5連敗という残念ではありますけれども、打者で言うと鶴飼選手とか石川選手、そして我が三重県松阪市出身の岡林選手が頑張っておられますので、ちょっと6月後半から期待が持てるかなと。投手陣で言うと中継ぎもよくなってきたんと違うかなという気持ちを持って見ております。

ファーム拠点につきましては、5月27日に公募が始まりました。東海3県で今35の自治体から問合せがあるようでございまして、25の自治体、三重県では桑名市と四日市市が検討、あるいは誘致の意向を表明しているということでございます。メインは募集要綱にもありましたけれども、自治体、市町が効果的な支援や協力をするのが大事だということでございますけど、県としましても、桑名市や四日市市が誘致に向けた取組を進める上で必要な協力をしっかりしていきたいと思っております。

〔11番 芳野正英議員登壇〕

○11番（芳野正英）　ありがとうございます。

必要な協力というところまでしかなかなか御答弁はいただけないのかなというふうに思っていますけど、知事もそのコメントのところにも書いていたでいていましたけど、経済的な影響、それと経済効果等、あとはプロのスポーツ選手を間近に見られる子どもたちの今後のためにも、ぜひとも取組を進めていこうという自治体をバックアップしていただければというふうに思っています。

広さを確保するということが一番難しいようでありまして、桑名市は今長島駅ではなくてインターの近くというふうになっていますが、そうするとさっきあったように、公共交通のアクセスが十分なのかなというところもありますし、四日市市も今霞ヶ浦緑地辺りを考えているようでありますが、逆に7万から8万平方メートルのところが難しいという状況でもあります。これをしっかりと、地元自治体も今汗をかいて頑張っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

知事の好きな球団も質問事項に入れようかなと思ったんですが、さっきの答弁で十分よく分かりましたので、ありがとうございました。

今日は、子ども・福祉部関係の質問を中心にさせていただきましたけれども、前向きな答弁もいただきました。いろいろ突っ込もうと思って少し時間に余裕を持たせていただいたんですが、少し余りましたけれども、前向きな答弁をいただきましたので、しっかりと進めていただきますようお願いを申し上げまして、今日高校生にも見ていただけるような質問になったかどうかはちょっと分かりませんけれども、御答弁いただきましてありがとうございました。また、引き続き県政発展のために頑張ってまいりたいと思っております。できましたら、来年また議場に帰ってこれるように頑張っていきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（藤田宜三）　暫時休憩いたします。

午後 0 時10分休憩

午後 1 時10分開議

開 議

○副議長（津田健児） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（津田健児） 県政に対する質問を継続いたします。45番 西場信行議員。

〔45番 西場信行議員登壇・拍手〕

○45番（西場信行） 皆さん、こんにちは。一見知事、こんにちは。

一般質問をします。よろしくお願いします。

三重県誕生150年です。令和8年4月18日、三重県は誕生から150年を迎えました。皆さんおめでとうございます。4月18日に県庁にてタイムカプセル披露式、5月5日には総合文化センターにて記念式典が開催されました。

一見知事は、初当選の頃の挨拶の中で、令和8年に150年を迎える三重県政のことをよく話題にされておられたことを記憶しているんですが、今年はみえ元気プランの見直しも含めて大きな県政の節目になる令和8年がいよいよ始まったと、こういうことでございます。

本年度の行政展開方針が出ていますが、そこで未来に向けた三重県誕生150周年記念事業の説明文の中で書かれておるのが、「『三重県誕生150周年』という佳節を好機に捉え、先人たちが築き上げてきた歴史に学び（温故知新）」、「三重の歴史を未来へつないでいくためのシビックプライドを醸成します。」と、こういうように書かれています。

4月18日に新聞広告が出まして、知事のメッセージもいろいろ書かれていましたが、その中の一部ですけれども、未来は過去の姿から想像するしかありません。だからこそ、過去に学び未来を想像して、今なすべきことに取り

組んでいく必要があると、こういうように書かれていました。

そこで、今日の三重県に至る過去150年の歴史的経緯の中で、誕生当時の出来事に特に注目をしてみると二つの事件に関心が高まりました。その一つが、三重県誕生年であります同じ明治9年の年の暮れに起こった明治政府の地租改正に対する農民の激しい抗議行動であります伊勢暴動であります。

もう一つが、三重県会発足、県議会ですが、三重県会発足のその翌年、明治13年に発生しました三重県会総辞職事件、または連袂辞職事件とも呼ばれておるようですが、県当局、当時の知事である県令と県会議員との間で予算議案をめぐる激しい対立から、全員に近い30人ぐらいの大部分の議員が職を辞して抗議したという歴史的な事件です。

この県創成期に起こった二つの事件がその後の三重県の在り方や県政にどのような影響を及ぼしたのか関心が高まるんですが、150年の歴史に学び、温故知新で県政を展開していくという観点から、知事の伊勢暴動と三重県連袂事件について、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） イギリスの19世紀の歴史学者のアーノルド・トインビーはこのように言っています。「自国の歴史を学ばなくなった民族は例外なく滅びる。」先ほど西場議員からもお話をいただきましたけれども、過去に学び、現在を生き、そして未来を開いていく。これが我々にとって大事なことでないかと思います。

伊勢暴動、そして連袂辞職事件については、議員からの質問通告をいただいて私どもの総務部の人が調べてくれまして、伊勢暴動というのはあんまり記憶になかったんですけど、高校時代に地租改正の比率を引き下げた国民運動があって「竹やりでどんと突き出す二分五厘」、この言葉は高校のときに受験勉強で知りましたが、実はこれは伊勢がもともとやったんですね。伊勢から始まって、愛知とか岐阜とか日本海側にも広がっていったということで今回初めて知りました。

また、連袂辞職事件についても勉強させていただきました。約150年前に

この三重県でそういうことがあったということでもあります。やはり大事なのは、この二つもそうなんですけれども、県民の声をしっかりと聞いていくということ。県政の主権者は県民であるということを実感しながら、県民のために何ができるかということを常に考えてそれを実行に移していく。それをやっていくと批判があることもありますけれども、でも、住みよい三重県をつくっていくというのが大事であるなと思っています。改めて議員の御質問内容、通告をいただいてしっかりと考えたつもりであります。

また引用で申し訳ありませんけど、ドイツ帝国の鉄血宰相と言われましたオットーフォン・ビスマルク、これも19世紀の人ですけど、ビスマルクといえば分かるかもしれませんが。彼はこういことを言っています。「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ。」私なんかは経験がないとなかなか学んでいくことはないんですけれども、頭のいい人は歴史に学んで、先回りをして合理的に物事を解決しています。

私はそれができないものですから、いろいろな方に御批判をいただきながらやっているんですけれども、過去の三重県の歴史をひもといて、三重県のために力を尽くしていただいた多くの偉人の方々、でも、偉人の方々だけではなくて、やはり多くの人たちがみんな一生懸命この三重県を豊かにしようとしてやってこられたわけですので、それに思いをはせながら、これからの県政運営をしっかりとやっていきたいと思っております。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 答弁ありがとうございました。

歴史に学ぶという姿勢を知事から改めてしっかりと聞かせていただいたところでございます。県民の立場になって考えて対応していくというその姿勢も同感でございます。

特にこの二つの事件はそういうところに根があるのかなと。明治政府が米の物納から土地の地価を定めて、その3%を税金にするといういわゆる固定資産税的なもの、近代的な税をつくったんですが、そのときの米の出来が悪いし、お米に対する状況が悪い中で、地租改正が農家にとってどんなによ

くなるのかと期待した農家には全く逆なことになった。櫛田川流域を中心に、松阪の早馬瀬辺りにすごい農家は何千人と集まってきた。最終的には3万人、4万人、5万人とも言われておる。

そんなところの農家、住民、県民のうねりが明治政府を突き起こして、そしてその税金を3%から2.5%に引き下げるというすごいうねりが三重県で起こった。それは三重県だけじゃなしに全国へ波及していったという明治の初めの事件の発端が我が県から出ているようでございまして、穏やかでおとなしいと言われる三重県民性は今も伝統ではありますが、それだけではないものを持っておると。前にも伊勢商人の松阪木綿や伊勢茶を持って全国に飛び出していった我が伊勢商人の気概というものもそうでありました。

こんなことを歴史に学びながら、我々も共にやっていきたいと思いますが、県会と県令が対立した、そして、県会が郡長・郡書記月給・諸雇給の増俸に反対し原案に修正削減したものを今度はそれを聞かずに県令がもう一遍原案を執行したときの対立が連袂事件であります、これもまさにその財源を農家、県民に求めたものですから、それに対抗した県議会の姿勢というのは、もう大先輩のことでもありますけれども、敬意を表してこれをもって我々もこれから努力したいなと思っております。ありがとうございました。

それから、続いて大杉谷登山道でございます。

宮川総合開発事業というのが戦後大きな三重県のプロジェクトとしてあることは何回か申し上げておるところですが、その目的が4項目ございまして、一つ目が発電事業、二つ目が治水対策、三つ目に観光振興、四つ目がかんがい用水の確保であります。

昭和35年に三重県の電気局が発行しました宮川総合開発事業史の中で、最後の後書き「跋」に青木元知事が文書を掲載されておるんですが、その中にこの内容も書かれておりますが、その文書の中の一つに、青木元知事はこの宮川ダムを造った当時の知事ですが、その中の四つの項目にある観光振興の目的についてこう言われています。大台の高原美と大杉谷の溪谷美の世の中への紹介、いわゆる吉野熊野国立公園の観光資源の開発、これは今後

に残された課題であり、夢でありますと、このように書かれております。宮川総合開発計画、宮川ダム建設に向かって取り組む目的の中にある一つの観光目的がこういうことでございました。

この目的に沿って県が取り組んできたのが、日本の三大溪谷と言われる大杉谷を歩く道、大杉谷登山道の整備と活用です。大杉谷登山道は昭和15年頃に近鉄により開発されたと聞いております。その登山道をこの宮川ダム建設事業との関連の中で三重県の管轄になったと思われます。

吉野熊野国立公園は、ちょうど今年で90周年という大きな節目を迎えております。吉野熊野国立公園の中で最も豊かな自然、生態系、原生林、数々の滝、溪谷美を擁して国の天然記念物の指定もされている近畿の秘境とも言われる大杉峡谷を世の中にさらに広く知らしめて登山利用の拡大を図っていききたい、こういう思いがあります。

そのために登山の活動の拠点となるのが大杉谷登山センターでありまして、今後の登山センターの取組を拡大し、拡充していきたいということですが、その体制拡充の中で特に緊急にお願いしたいのは、現在そこに駐留する職員がたった1人、1人体制です。これはいかにも仕事の内容からして、また、いろんなリスクからして改善していくべきだと。せめて2人への増員というものを急ぐべきであるというところがまず第1であります。

施設の整備についても幾つか声がありますが、今日特に御紹介しお願いしたいのはトイレの改修でありまして、登山センターの近くにあるのと登山道入り口付近にトイレがありますが、きれいに掃除はされておられますが、もう古い型でございまして、今、利用客の中で出てきている声はウォシュレットトイレへの改修の希望が高まっています。こういった利用者の声に対していかに対応していただけるのか。具体的に何うとともに、登山センターに対する県としての責任と役割についてもお答えいただきたいと思います。

時間の関係でもう続けますが、以前から登壇した機会に繰り返しておりますが、大杉谷ビジターセンターの設置についてであります。ちょうど先ほど申し上げたように、吉野熊野国立公園指定90周年という節目でございます。

これを契機にして環境省への働きかけを強くお願いしたいが、いかがでしょうか。

そして、提案として聞いてもらいたいのは、県の施設である登山センターと環境省のビジターセンターの共通する機能、また、連携していくと効果やメリットがある部分、こういうことを考えますと今後の双方の在り方として連携した取組を検討していくことがいいのではないかと、こんな提案もさせてもらいたいと思います。

もう一つ、そして次に山岳登山の安全対策についても伺います。

これは県議会でも伊藤議員が質問されておられましたが、平成16年の宮川豪雨災害でずたずたに被災した大杉谷登山道の復旧工事は、関係者の御努力によりまして10年後の平成26年に登山道がようやく再開となり、平成28年には大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク拡張登録がなされ、自然志向の高まりの中で登山者は増加しておりました。

また、県の観光基本計画の中にもユネスコエコパークが位置づけられ、今後三重の魅力発信として利用者をしっかり拡大していきたいところでありますが、しかしながら、申し上げましたように、今後の課題が登山者の安全対策です。（パネルを示す）近年、事故、遭難が毎年続いておりまして特に登山者に人気の高い景勝地がこのパネルにありますシシ淵でございまして、この奥に見えるのがニコニコ滝と言われるところでございますが、大変人気の高い場所でございます。

これは私が今日の質問のために2日に写真撮りを含めて久しぶりに行こうと思ったのが台風と重なったりしてなかなかできなかったんですが、その前の日曜日に県の農林水産部の方が行かれた。そして、これを撮ってきたというのでお借りしてこのように今日は映写資料にさせてもらいました。

それと、もう一つ、これがありますが、（パネルを示す）この鎖チェーンを左手で持って、右側の崖っ縁ですが、そこの登山道を歩くんですね。これは今のシシ淵の近くだと聞いておりますけれども、こういうものの安全対策が当面急がれるところでございます。その対策が急務となっておりますが、

県はこの状況をいかに把握して対応されているのか伺います。頼みます。

〔柗屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柗屋典子） それでは、大杉谷登山センターの機能強化、ビジターセンター、それから登山道の安全対策について順次お答えを申し上げます。

まず、議員御紹介いただきましたとおり、大杉谷は今年2月に指定90周年を迎えた吉野熊野国立公園内にありまして、ユネスコエコパークとしても登録されるとともに、日本三大渓谷の一つにも数えられるなど、三重県が世界に誇る豊かな自然環境を有しております。この貴重な地域資源を保全しつつ、持続可能な観光・地域振興に生かしていくためには、利用者の安全確保、それから地域の魅力を国内外に発信する拠点機能の充実が重要であるというふうに認識しております。

この大杉谷登山センターは、登山道の維持管理をはじめ、安全登山の啓発ですとか、山岳遭難事故への対応など、登山客の安全を守る最前線基地として大変重要な役割を果たしております。

今1人体制ではというようなお話もありましたし、登山道のトイレの改修なんかもというようなお話もいただきましたが、大台町ですとか、あるいは環境省とも連携しながら、安全登山の確保に努めるとともに、そのような整備、あるいは体制の強化、それから、発生した遭難事故状況をSNSで速やかに発信するなどの登山客に必要な情報発信を充実していきたいというふうに考えております。

また、松浦武四郎が大杉谷をこよなく愛したということもお聞きしております、その記念館と連携して展示内容の充実なども図って登山道の魅力発信にも注力していきたいと考えております。

それから、ビジターセンターなんですけれども、ビジターセンターとは国立公園の拠点施設として、利用者に自然環境や歴史文化の魅力を分かりやすく伝え、安全、快適な利用をサポートするとともに、自然保護の啓発を行うといった拠点施設でございます。ビジターセンターの設置につきましては、

公園利用者のさらなる増加が必要でございますので、これも環境省や大台町、それから観光協会などの関係機関と連携しまして、大杉谷登山センターの機能強化、あるいはその役割分担、それから奈良県や和歌山県にありますビジターセンターとの連携も考えて誘客促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、ビジターセンターの設置に向けましては、毎年国への要望を継続しておるところでございまして、今後も引き続き環境省へ要望活動を行ってまいりたいと考えております。

それから、登山道でございます。こちらは大台町の登山口から奈良県境の日出ヶ岳山頂まで全長約16キロメートルでございます。美しいんですが、険しくもあるという登山道でございまして、令和7年度は約4000名の方が登山を楽しんでいただいた一方で、登山道における事故が毎年数件発生している状況でございまして、県としましても、安全対策の強化は極めて重要であるというふうに認識をしているところでございます。

このため、これまでも県では毎年4月の開山前に環境省や警察、それから消防、山岳救助隊等々による合同パトロールを実施したり、それからホームページなどを活用しまして注意喚起を行うなど、事故防止に努めてきたところでございます。また、過去の事故発生箇所を知らせる注意看板ですとか、あるいは滑りやすい岩場からの滑落を防ぐチェーンの設置、それから休憩場所の整備や維持管理などに取り組んでいるところでございます。

今後国の交付金も活用しながら、老朽化したつり橋の改良ですとか、特に滑落の危険性が高い岩場へのチェーンの増設など、ハード面での整備も進めてまいりますし、これと併せまして、ソフト面におきましても登山計画の段階から安全意識を高めてもらえるように、動画等を用いた情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

また、登山口での安全登山に向けた装備ですとか行程のチェック体制、これの構築などともしたいと考えておりまして、ハード、ソフト両面から安全対策を強化していきたいというふうに考えております。今後も引き続き貴重な

地域資源である大杉谷の魅力を国内外に広く発信しつつ、安全に利用していただける環境を整備していくことで、さらなる利用者の増大、それからビジターセンターの設置、これを目指してまいりたいと考えております。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 部長、答弁ありがとうございました。

利用を進めながら安全対策を講じていく。大変前向きで積極的な御答弁をいただいたかなと思っております。ここ近年、たくさん関係者からいろいろ要望が出てきたものに対して、今日の答弁は大変心強いし、これから山を愛して、そして登山に親しもうという者にとっては今日の御答弁は本当にありがたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、宮川流量回復でございます。

またしてもこのタイトルでお願いしたいと思いますが、たまたまですけれども、一昨日、旧宮川村の一番上手のほうにお住まいの村田さんという方からお電話をいただきまして、旧宮川村がダム建設時代から続いている歴史を振り返りながら、あの頃が懐かしい、あの頃のふるさはよかったというようなお話をされておられまして。

特にダムのない自然の流れの中で大杉谷のアユは30センチメートルあったと。そして、ウナギ、ナマズも大変大きかった。それを三瀬谷の業者の方に中へ入っていただいて東京都の築地へ大杉谷ブランドのアユ、ウナギとして出荷しておったということを言っておられましたけれども、そういう意味で昔の流れを戻してほしいというお話でございましたが、すぐさまダムを取り除くというわけにもいきませんので、ダムの流量水質回復について今日もお願いをしていきたいなと思っております。

昨年も10月にこの質問をしたところ、部長から大変積極的な御答弁をいただいたというふうに思っております。この流量回復は宮川流域ルネッサンス事業からずっと取り組んできておるテーマであり、宮川ダム直下毎秒2トンに近づける検討をして、今後、利水者、関係市町、中部電力と意見交換を進めていくという前向きな答弁をいただきました。

なんですが、その後の関係者と協議している取組状況が現在どうなっているのか。また、今後具体的にどのように進めるのか。このことについてまず伺いたいと思うのでありますが、これももう一緒に御答弁いただきたいんですが、次に進みたいと思います。

宮川ダムの維持放流でございますが、ダムの完成が昭和32年ですが、以来約50年間は維持放流ゼロでありました。その後、宮川ルネッサンスの取組で選択取水塔が完成しまして以後0.5トンの放流がなされています。しかし、その後のこの20年間はルネッサンスで目標とした2トンへの対応は全く進んでいません。再現渇水流量の目標まで進んでいません。途中で発電施設の民間譲渡がなされ、いろいろ状況変化がございましたけれども、譲渡後においても既に10年が経過しておるということで全く進展がないのが不可解です。

清流日本一を目指して掲げた毎秒2トンの目標ですが、それを掲げたルネッサンス事業の考え方は先進的なビジョンでありましたけれども、取組の途上で関係機関との調整の壁に阻まれて進んでいないのではないかと、深刻な膠着状態にあることを心配しております。

そこで、改めてこの行き詰まった状態をどう打開していくか、現在、またこれまで取り組んできた宮川流域ルネッサンス事業をここで一旦総括して、宮川流域ルネッサンス事業第2弾として、新体制で再現渇水流量、宮川ダム直下毎秒2トン放流の早期実現に取り組んでいくべきだと、このように考えます。

また、流量回復を進めるとともに、並行してダム放流水の水質対策を講じていかねばなりません。現在の選択取水塔の機能では、現状の気候変動に対応する異常な水温調整には限界も出てきております。現在の選択取水のシステムだけでは、宮川上流域の河川環境や川の美しさ、また、生態系を取り戻すことはできないと思われます。

そこで、ダム上流の大和谷川からの直接取水とダム直下への直接放流をしていく清水バイパスと呼ばれる施設、これらの水質改善対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうかというところでございますが、もう1点、総

合土砂管理計画の策定についてという項目もこの際一緒に質問をさせてもらって、お答えを一括していただくとありがたいんですが。

宮川ダム直下に土砂を置いて置土をしてそれを流下させる。そして、河川環境や水生生物への影響を計測する実証実験事業が近年実施されております。この土砂還元事業が現在どのように進行しておるのか伺うとともに、この実証実験取組に十分手応えがあり、成果が見込めるのであれば、現在取り組んでいる土砂還元事業の試験施工の成果を踏まえた宮川水系における総合土砂管理の策定を進めていただきたいと考えます。

総合土砂管理計画とは、宮崎県耳川水系に先進事例がありまして、取り寄せました資料によりますと、土砂に起因する問題を流域全体で捉え、山地、ダム、河川、海岸までの流域全体を視野にして土砂の流れを総合的に管理していく考え方であり、河川環境の再生や生物多様性、川の再生機能を目指すと考えております。宮川ルネッサンス事業の再構築に向けてこれを重要事業として進められていくことを期待したいんですが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

〔西田正明地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（西田正明） 私のほうから2点お答えをいたします。

まず、宮川の流量回復に向けた関係者との協議の状況でございます。

宮川の流量回復につきましては、宮川流域ルネッサンス委員会水部会での検討も踏まえまして、平成9年度のルネッサンス事業開始から取り組んできた重要なテーマでございます。県としてもこれからもしっかりと取り組んでいくべき課題と認識をしています。

取組の状況につきましては、関係市町からの要望を受けて、令和7年3月から利水者、水を利用する立場の方と全ての関係市町で構成いたします意見交換会を開催しまして、これ以降も継続して実施をしているところです。今年3月の意見交換会では、県が令和6年度から7年度にかけて行った河川の水質や流量、アユの生息環境などの調査結果を説明し、意見交換をしたところでございます。

また、特に利水者であります中部電力株式会社とは、昨年度に8回、今年度も既に2回個別に意見交換を実施しておりまして、この意見交換では流量回復に向けた取組について、河川環境など様々な観点から議論を進めているところでございます。

課題も多いことは事実ではございますが、宮川を愛する地域の皆さんの思いに寄り添い、丁寧に関係者と意見交換を続け、ルネッサンス委員会水部会の報告にあります宮川ダム直下流量毎秒2トンに近づけるよう取り組んでまいります。

そして、続けてですが、今後のルネッサンス事業についてお答えをいたします。

宮川流域ルネッサンス事業は、豊かな自然と優れた地域資源を持つ宮川流域を日本一の清流として次世代に引き継ぐことができるよう、諸課題を総合的に捉え、地域の皆さんとの協力の下、取り組むこととしてきました。平成22年度に宮川流域ルネッサンス事業実施計画の計画期間が終了した後、取組の主体を宮川流域ルネッサンス協議会に移行しましたが、流量回復対策など主な取組については引き続き私ども県も協議会の一員として事業を実施しているところでございます。

協議会に移行した際、構成する県と流域7市町が美しい宮川を守り、流域の住民が誇り得るふるさとをつくることを決意した宮川流域宣言を行い、宮川流域ルネッサンス事業の方向性として継承をしているところです。これまで宮川流域ルネッサンス事業は、こうした地域の思いに従って取り組んできたものでございます。今後の事業の進め方につきましては、こうした流域の市町の意見もよく聞く必要があると考えており、共に清流宮川のために一步一步取り組んでまいりたいと考えています。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました宮川流量回復と水質対策、あと加えまして土砂還元事業の試験施工の成果を踏まえた総合土砂管理計画の策定について御答弁させていただきます。

まず初めに、宮川流量回復と水質対策についてでございますけれども、流量回復の取組に当たりましては、地域の皆様から流量回復の取組に伴う水質の悪化を懸念する声も聞いていることから、議員御指摘のとおり水質改善対策は重要な課題であると認識しているところでございます。

河川管理者といたしましても、宮川流域ルネッサンス事業の取組の中で清水バイパス、曝気浄化などの水質改善対策について、国から情報収集するとともに、先日議員から御紹介いただきました宮崎県耳川における先進的な取組など、全国の事例を調査研究していきたいと考えております。

次に、土砂還元事業の試験施工の成果を踏まえた総合土砂管理計画の策定について御答弁させていただきます。

総合土砂管理計画とは、山地から海岸まで土砂が移動する範囲全体を流砂系という概念で捉えまして、土砂移動に関する問題に対して必要な対策を講じることを目的とするもので、取組に当たりましては、国、県、ダム管理者等の関係機関が集まり、土砂管理対策やその役割分担などを定めた計画を策定することとなっております。

宮川におきましては、令和2年度より宮川ダム直下流部に土砂を流下させることによる河川の環境改善を目的とした土砂還元事業を試験施工しているところでございます。令和3年から令和6年度に実施しましたモニタリング調査では、砂礫により構成される河床、河原の回復、あとアユの餌場環境の改善、底生動物の種類数の増加など、河川環境の改善が確認されており、今後も引き続き試験施工及びモニタリング調査を実施していきたいと考えております。

今後の取組でございますけれども、宮川において現時点で流域全体としての土砂移動に関する問題、特定の地域における極端な土砂の堆積とか浸食は確認されておりませんが、今後問題が確認された場合は、土砂還元事業のデータを活用しつつ、総合土砂管理計画の策定も視野に入れて対策を検討したいと考えております。

河川管理者といたしましても、豊かな自然と優れた地域資源を持つ宮川流

域を日本一の清流として次世代に引き継ぐことができるよう、引き続き河川環境の改善に努めるとともに、より効果的な対策について全国の事例を参考にして検討を深めてまいりたいと考えております。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 答弁ありがとうございました。

地域連携・交通部長には、先ほどお答えいただきましたように今後の新しい宮川ルネッサンス第2弾の取組について、関係市町、関係機関としっかり協議をして、将来、未来を見据えた宮川ルネッサンス事業の再構築をよろしくお願いしたいと思っております。

今議会でもネイチャーポジティブという考え方の質問もございましたが、まさに昆明・モントリオール生物多様性枠組で県が進めております、みえ生物多様性推進プランも加味しながら、新しいルネッサンス事業の構築をお願いしておきたいと思っております。

県土整備部長も大変前向きな御答弁をいただきましたことに感謝申し上げます。よろしくお願いしたいと思います。

本県は平成16年の宮川豪雨災害、そして、その後の平成23年の紀伊半島大水害がありまして、これは宮川も大変な被災をしているわけでございますが、そのときに出了た土砂というのは大変な量でありまして、そのときに宮川ダム、三瀬谷ダムにたまった量はもう計り知れないものになっておると思います。

最近聞いた堆砂容量に対する堆砂率ですが、宮川ダムで62%、三瀬谷ダムで99%、こういう状況の中であるわけでございますが、先ほどの流砂系の対策計画をつくるときにこのピンチをチャンスに変えていく。この流砂系対応によって河川をいかに改善していくかというところに御努力をお願いしたいと思います。

あと残り20分でございまして、かなり窮屈になってきましたが、次が高校再編と学級編制につきましてお願いをいたしたいと思っております。

少し時間がないのでありますが、昨年の10月に我が会派の村林議員が南伊勢高校度会校舎のことで当時の教育長と積極的な議論を展開してみました。

村林議員本人も見えますが、ちょっと私なりの解釈で紹介いたしますと、統合というと決まって都市部に向かって集約するのはなぜか。公立学校の役割は民間では経営が成り立たない条件不利地域の教育を担ってこそ公である、という村林議員の発言に対して、教育長の答えは、今後残す学校は地域全体が通いやすい場所が望ましく、また、高等学校は小・中学校と違って競争原理にさらされるため、通いにくいところは確実に生徒が減りますと答えている。

私は、この答弁が非常に記憶に深く刻み込まれております。そういった東京型の論理やお金を効率的に使うというような論理じゃないということで村林議員は発言してみえましたが、私も同感の思いです。高校教育全体の在り方に関わる再編取組に競争原理を全面的に持ち出すということはいかがなものかと少なからず違和感を持つんです。

市場経済社会の中で競争原理は大変重要で、市場メカニズムの原動力であることは間違いありません。しかし、殊、教育行政に関して言えば、競争原理が前面に出てくることには懸念と疑問を抱かねばならんというようなことを思います。

これまで何年間か県内で様々な議論が展開されてきておるところでございますが、もう一つだけ申し上げますと、今コミュニティスクールなどの地域と密着した学校の在り方という考え方が進んでおります。高校も同じだと思います。地域の高校はその地元にとって極めて重要な役割を担っております。ある意味、学校は地域活性化の拠点ともなると思います。

私の地元にある昂学園高校は県立ではありますが、地元住民にとっては町立高校と言っても過言でないほどの連携が進んでおるわけであります。また、もう一つの地元の相可高校においては、ごかつら池ふるさと村に高校生レストランまごの店が開設されて以来、多気町そのものが高校生レストランのあるまちとして、まちづくりに相可高校が関わっている。高校が地域と一体となって機能している。

こんなことを考えますと、これからの高校の在り方について、また、活性

化協議会の進め方の中で地域の声というものを十分反映する協議、あるいは検討でなくてはならないと、こういうようなことを思っておりますが、今後の議論の進め方について、どのように課題を認識されて対応しようとされているのか教育長にお聞きしたいのが一つ。

もう一つは、高校を再編していく議論の中で学級編制の見直しを進めることもぜひ考えてもらいたいと。今現在小・中で既に少人数学級の見直しが進んでいます。県では国の動きに先んじて今進められていますが、今年度中学3年について35人学級への転換をスタートさせておる。今後本県の少人数教育がどのように進んでいくのか。この次の節目に大きな判断がされると思いますが、私は小学校を重点的に取り組むことに賛成の立場であります。

今日の高校活性化の議論がこのようになってくるからには、高校35人学級へのアプローチは待ったなしであると思っております、しかも10年、15年先を見据えた生徒減の議論をする場合は、35人学級をしっかりとベースにしてやっていくということは至極当然のことだと思うんです。いろんな取組、やり方があると思いますので、それも含めて高校再編を進める際の40人から35人への転換の見直しを軸とした考え方についても御答弁をお願いしたい。以上です。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、何点か御質問をいただきましたので、まずは活性化協議会の進め方、35人学級の編制標準の関係、それから、競争原理の関係というところで御答弁申し上げます。

まず、活性化協議会の進め方でございますけれども、各地域の活性化協議会におきましては、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況を見据えまして、これからの時代に求められる学びを提供していくために、地域全体の県立高等学校の学びと配置の在り方について協議をしております。そのため、学識経験者をはじめ地域の産業界の方、小・中学校の教職員や保護者の皆様に委員として参画をいただいております。委員である関係市町教育長からは、首長や関係部局と連携して御発言をいただいているところでございます。

また、協議を進めるに当たりまして、地域の声を聞くことは大切であるということから、地域の中学生、保護者を対象にアンケートを実施したり、必要に応じて関係者を招聘したりするなどの工夫をしております。さらに県教育委員会が保護者や地域の方の勉強会に出向いたり、各地域の活性化の検討状況について説明をしたり、市町や関係団体からいただいた御要望を協議会で共有したりするなど、地域の声を丁寧に聞きながら協議を進めているところでございます。

今後とも各活性化協議会の議論を尊重し、子どもたちに最善の教育環境を実現するという観点から、各地域全体の教育の質を高めていけるよう取り組んでまいります。

県教育委員会といたしましては、協議会の課題として、議論が当面の生徒減への対応になりがちで、長期的な視点に立った再編を含む活性化や、それに伴う校舎の建て替えなどの協議が深まりにくいことがあると考えております。

このことについては、各地域の活性化協議会からも同様の御意見をいただいているところでございます。そのため、令和9年度からの次期県立高等学校活性化計画の策定に当たりましては、協議のよりどころとなるよう、県全体を見通した活性化の考え方を取りまとめていきたいと考えています。

次に、学級標準編制の見直しにつきましては、中学校卒業者数の減少がさらに加速する中、工業、商業、農業などの学びの選択肢をどのように実施していくかが大きな課題であると考えています。現行の高校標準法では、1学級40人を標準としているため、40人単位で定員を減ずるとこの先地域によっては学科を募集停止とせざるを得ないことが想定されます。そのため、専門学科の学びを維持するために35人学級の導入も一つの方策として考えております。

こうしたことから、県教育委員会としては、国に対し学級標準編制の見直しについて要望し続けるとともに、学科改編や遠隔授業、学校間連携なども組み合わせながら引き続き学びの選択肢の維持に努めてまいります。

次に、競争原理の関係で公立の役割ということで御答弁申し上げます。

生徒が通学できる圏域内に一人ひとりの進路志望に応えることのできる多様な学びの選択肢を整えること、これが県立高校の大きな使命であると考えております。

各地域の活性化協議会におきまして共通して合意されている事項が二つございます。一つは、大学進学ニーズに応える高校を地域に残す必要がある。その学校には1学年6学級を下回らない規模が求められるということ。もう一つは、工業、商業、農業といった学びの選択肢を地域内にできるだけ維持するということでございます。

協議会では、小規模校には小規模校ならではのよさがあるとして、その存続を願う意見もございます。県教育委員会としましても、これまでできるだけ統合や募集停止を避けて、各学校の学級数を減らすことで対応してきました。中学校卒業生数の減少が加速する中で、先ほどの二つの合意事項と小規模校の存続を両立させることは、地域によって非常に困難と判断せざるを得ない状況でございます。

今後とも、どのように高校を配置していくことが地域全体の生徒の豊かな学びにつながっていくのかを真摯に検討し続けていきたいというふうに考えております。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 教育長、答弁ありがとうございました。

様々な課題があることは理解していただいて、今後真摯に検討するというような答弁もありましたので、そこのところ期待したいと思います。県全体で対応を考えていくという点についてもよろしく願いいたしたいと思っております。

また、35人学級編制についても前向きな御答弁をいただいたことに感謝申し上げます。大きな予算が必要になってくるということで高いハードルが出てくるわけですが、三重の未来を担っていただく人づくりへの長期的な投資というような意味においてはこのことをどう乗り越えるか。これは

教育長のみならず知事にもお願いをせなならんところでございますが、その検討の結果にもよりますけれども、教育関係税の創設なども検討に値すると、このように考えており、こういうところに人づくり、あるいは子ども政策をどのように重点化していくか。県政150年の大きな節目の中で、教育委員会のみならず知事部局の決断というものもお願いをしておきたいと思います。

さて、最後のテーマが斎宮でございますが、昭和54年に国史跡指定になりました。当時国、県、町と地元との大変厳しい話合いが続きました。最終的に10年ごとに何とか大規模整備を行っていかうという方針がつくられまして、平成元年に斎宮歴史博物館、平成11年にいつきのみや歴史体験館、そして27年にはさいくう平安の杜というように来ておる中で、今回国史跡斎宮跡の保存活用計画ができて、それに基づいて県で第3次史跡斎宮跡整備基本方針がこの3月に策定されました。

そして、この基本方針に基づいてこれから基本計画がつくられようとしております。このことにつきまして、県の取組についてまず伺いたいと思います。お願いします。

〔天野 敏環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（天野 敏） 斎宮跡は古代から南北朝時代まで約660年に及ぶ斎王が暮らした都であり、歴史的価値の高い史跡であると認識しております。

議員御紹介いただきました昨年度策定いたしました第3次史跡斎宮跡整備基本方針におきましては、史跡全体を周遊し、体感していただくことをコンセプトに、斎宮歴史博物館を起点として、飛鳥・奈良時代から時代順に一連の物語に沿い、飛鳥・奈良時代の斎宮やいつきのみや歴史体験館、10分の1史跡全体模型などの主要な見どころを巡っていただくルートの整備など、今後の史跡整備の大きな方向性を示したところでございます。

この周遊ルートの整備に当たりましては、史跡周遊がより楽しく、斎宮をより身近に体験いただけるように周辺施設の整備を図り、史跡全体としての魅力を向上させていくことが重要と考えております。具体的には、斎宮歴史

博物館におきましては、齋宮や齋王の世界に没入できる映像展示などにより、飛鳥・奈良時代の齋宮など最新の研究成果を反映し、展示リニューアルを行うとともに、史跡全体においてデジタル技術を活用したガイダンス機能を強化していくこととしております。

史跡東部の中町地区におきましては、これまでの発掘調査で平安時代の基盤目状のまちが存在していたことが明らかになったことから、古代の都市区画である方格街区の道路を復元し、齋宮の広大さを実感していただきたいと考えております。

また、道路周辺に農村の景観をつくり、訪れた方々に齋宮制度がなくなった以降の地域の人々の暮らしを体験したり、地元の人と交流できる機会を提供することなどについて、明和町とも連携しながらソフト、ハード面から検討していくこととしておるところでございます。

今後の史跡齋宮跡整備基本計画の策定に当たりましては、明和町をはじめとする地元の皆さんや専門家の御意見等をしっかりとお聞きしていくことが大事だと考えております。この6月12日にも齋宮跡史跡整備・ガイダンス施設整備検討委員会、こちらのほうで有識者からも御意見を賜りました。

その中では、展示のリニューアル、これは齋宮歴史博物館でございますけれども、展示のリニューアルでは、齋王が実際にこの地で暮らしていたというリアリティーが感じられるものにしてほしいという御意見や、単に知識だけでなく、心を動かすような体験をしてもらう場にしてほしいと、そういった御意見も賜りました。

今度7月5日には、史跡整備に関するシンポジウムも開催いたしますが、これらの機会を通じまして、いただいた御意見を十分に踏まえながら、訪れていただいた方々が多様な価値、魅力に触れ、楽しむことができる齋宮になるよう、史跡齋宮跡整備基本計画の検討をしっかりと進めてまいります。

〔45番 西場信行議員登壇〕

○45番（西場信行） 部長、御答弁ありがとうございました。

この方針に沿って今年基本計画をつくるということでございますが、関係

機関のみならず、特に地元の関係者といいますか、地元住民の声を聞いて反映していただくことを切に願いたいと思います。

幾つかのポイントがあるかと思いますが、初期斎宮、飛鳥・奈良時代の斎宮をどうしていくかということについては、この周遊の中でも大変重要なポイントになってきょうかなと思います。

最近、飛鳥・藤原の宮都を世界文化遺産に登録する勧告がされたという新聞記事が出てまいりました。ですから、飛鳥、そして藤原京の歴史というのはこれから世界遺産として注目される。ということは、飛鳥時代に皇女が斎宮に来られて、そこで御杖代としての執務をされたその場所が、斎宮の皇女の宮殿跡が発掘されてきたわけですね。

これをどうしていくんだと。これは地元としては率直にその当時そのままに復元してほしい、こんな声がいよいよ強くなってくるのは当然であります。こういったことを単に芝生を張って印をつけるというようなことだけでは終わらせないしっかりとした取組をしてほしいと、こういうふうに思っておるところでございます。

それから、斎宮博物館のリニューアルは大変ありがたい。平成元年以来の懸案でございます。この博物館と連携した形でつくられてきた体験学習としての体験館、あるいは10分の1史跡全体模型、こういったことについてもこのリニューアルに合わせていかにリニューアルしていくかということが重要なところでございまして、このことについてはぜひ前向きな対応をお願いいたしたいと思っております。

それから、もう一つ維持管理の問題がございます。維持管理というのは、兼ねての保存管理計画で整備は県、維持管理は町という役割分担ができておりますけれども、これから増える公有地だけでなしに、こういう施設が増えますとこの維持管理というのは大変大きくなってきょうでございます。このことに対する県の支援、とりわけ県有施設であります体験館とか平安の杜、あるいは10分の1模型に対する支援策をお願いいたしたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、住民の声を聞いていただきたい。指定当時からあります文化財行政と住民との関係において、お互いにその当時申し合わせた言葉、いわゆる合い言葉がございます。それは理解と納得であります。この理解と納得という言葉、行政も、そして住民が両方ともつぶやきながら、これからの自分たちのふるさとにある国史跡という貴重な文化財をどのように保存し活用していくか。このことで進めていただくことを改めてお願い申し上げ、今日の私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（津田健児） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（津田健児） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（津田健児） 県政に対する質問を継続いたします。25番 藤根正典議員。

〔25番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○25番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。東紀州選挙区選出、会派新政みえの藤根正典です。一般質問最終日の最終質問者です。お疲れのこととは思いますが、しばらくの間お付き合いをよろしくお願いします。

6月13日、紀勢自動車道の4車線化事業の起工式が大紀町崎で開催されました。知事、県土整備部長、そして藤田県議会議長にも御出席いただき、南部地域の首長の皆さんや議会関係者の皆さんとともに、いよいよ開始される

4車線化の事業工事の開始を共に祝いました。

今日も質問で取り上げさせていただきますが、南部地域の振興、そして東紀州地域の振興、これについては、防災対策も含めて道路整備は非常に重要だというふうに考えておりますので、引き続き共に頑張っていけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

1番目の質問は、新政みえが4年間の会派の取組として掲げる新政みえビジョンに関わって、三重の豊かな自然と生物多様性の保全について伺いたいと思います。

毎年6月は環境月間です。今年は「環境にちょっと良いことは、暮らしのそばに。」をテーマに、5日の環境の日を中心に30日まで全国で啓発イベントなどが開催されています。また、6月8日は、世界海の日、平成20年に国連で制定され、様々な主体の皆さんが中心となって、海岸の清掃活動やシンポジウムなどのイベントが各地で開催されていると聞いています。

今回、持続可能な社会の実現に向けて、海洋プラスチック削減に向けた取組と今後の課題は？とさせていただき、海洋ごみの問題を取り上げさせていただきます。

この問題については、令和元年6月14日の一般質問でも取り上げました。県内外で発生したプラスチックを含むごみが河川を通じて県内の海岸に漂着することで、また、海底に蓄積されることで海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、漁業等への悪影響が懸念されることから、伊勢湾及び熊野灘沿岸地域における取組を引き続きしっかり進めていただくことを要望しました。

伊勢湾では、令和6年3月、三重県、愛知県、岐阜県の3県共同により伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画が策定されました。熊野灘沿岸においても回収・処理の取組が行われていることを聞いております。

世界的な課題となっている海洋ごみ問題、海洋プラスチック問題については、簡単には解決が難しいことであります。しかし、実際に排出され、環境に、生物に、そして暮らしに悪影響をもたらしているプラスチックを含む海

洋ごみの削減と回収・処理は必須の取組です。様々な主体の連携協力により進めていくこと、一人ひとりが自分事としてごみの削減に取り組む大切さを認識していただくことが必要です。

伊勢湾岸、そして熊野灘沿岸の海洋プラスチックごみを含めた海洋漂着物対策について、県の取組の現状と今後の方向性についてお聞かせください。お願いします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、海岸漂着物対策についてお答えします。

海洋環境に深刻な影響を与える海洋プラスチックなどの海岸漂着物については、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成24年3月に策定しました三重県海岸漂着物対策推進計画、さらに先ほど議員からも御紹介いただきました令和6年3月に策定しました伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画により回収・処理及び発生抑制対策に取り組んでおります。

海洋プラスチックの多くは、ポイ捨てや廃棄物の不適正な管理などに起因しており、県民一人ひとりによるごみの発生抑制や海洋への流出防止といった行動につながる取組を進めていく必要があります。そのため、令和8年3月に策定しました県内の廃棄物の総合計画であります三重県循環型社会形成推進計画におきましても、海洋ごみ対策の推進を主要な取組の一つとして位置づけ、海洋環境の保全に廃棄物対策の観点も加え、一体的に取組を進めておるところです。

これまでの海洋ごみ対策の主な取組としましては、県、市町等による回収・処理の実施、これは直近5年間で約3000トン进行回収・処理しております。岐阜県、愛知県、名古屋市と連携した一斉清掃の実施、動画配信サービスやSNSを活用した海洋ごみ問題、清掃活動に関する情報発信、また、海岸漂着物のモニタリング等の調査研究などを行っております。

なお、熊野灘沿岸地域では、令和6年4月に漂着したクジラの回収も含めまして、流木等の海岸漂着物が直近5年間で約400トン回収・処理をされて

おります。そのほか、紀北町では、ごみ拾いにスポーツのエッセンスを加えた日本発祥のスポGOMI大会が令和5年度から毎年開催されているなど、清掃活動への機運が高まっておるところです。

県では、令和7年度に海洋ごみ対策を一層促進するために、企業や活動団体に対してアンケート、ヒアリング調査を行いました。調査の結果、様々な主体と連携する機会、あるいは行政からの情報提供を望んでいるという声が多く寄せられました。令和8年度は企業等と連携して野外学習、環境学習等のイベントを開催することとしており、企業が持つノウハウ等も生かして情報発信を強化してまいります。

海洋プラスチックも含めた海洋ごみに関する課題を解決するためには、一人ひとりが自分事として認識してもらうことがとても重要であり、地道で息の長い取組が必要です。引き続き様々な主体と連携し、しっかりと取組を進めてまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきましてありがとうございます。

計画にのっとって5年間で約3000トンの処理でありますとか、あるいは熊野灘沿岸地域の流木等についても約400トンの処理をさせていただいているというお話も紹介していただきましたし、熊野灘沿岸では、スポGOMI大会を毎年開催していただいていると。県民の皆さんがそういったところへレクリエーションの一環としてでも参加していただきながら、ごみ拾いに関わっていただくというのは非常に大事なというふうにも思わせていただいています。

自分たちの生活によって出されるごみが目に見える環境だけでなく、目に見えない深海とか、海の中まで汚しているということを一人でも多くの皆さんに認識していただくことが大事だというふうに思っています。引き続き、抑制対策と清掃活動などをお願いしたいと思います。

流木のお話をさせていただきましたが、実は先日の台風第6号においても、熊野灘沿岸には流木等、あるいは河川から出てきた草とか、そういうごみが

海岸に漂着しています。この夏から秋にかけて台風や豪雨により海岸への漂着ごみが大量に漂着することも想定していかなければならないというふうに思っています。これは県土整備部にも関わってくるのかも分かりませんが、ぜひそのことへの対応もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、（２）豊かな海の再生に向けた取組の推進はということで聞かせていただきたいと思います。

昨年11月に全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～が開催されました。三重の豊かな海づくりに向け、漁業者をはじめ、関係者の皆さんは今後の取組の推進に大きな期待をされていることと思います。

県議会は昨年度、豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会を設置し、私も委員の一人として参加させていただきました。多くの専門家の参考人招致や県内外調査を実施し、豊かで美しい親しみのある海づくりについて政策提言を取りまとめ、特別委員会の山崎委員長、廣副委員長から知事への提言、国への意見書の提出を行っていただきました。

豊かで美しい親しみのある海づくりの好循環を創出していくためには、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整え、関係機関と連携協力を強化し、総合的に取組を推進していくことが大切であると考えています。

そこで、まず知事にお伺いしたいと思います。

今年３月に提出された豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会からの提言について、知事の受け止めをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 調査特別委員会の御提言について御答弁させていただく前に、冒頭議員からもお話しいただきましたけれども、豊かな海づくり大会は三重県民として両陛下においでいただいて、とてもありがたいという思いも当然ありますけれども、加えて、漁業者の方々が自分たちのプライドを再度認識することができたということ、それから、若い人たちの漁業に対する思いを強く持つことができたという意味で、非常に皆さん喜んでおられたと

いうことでよいイベントであったなと両陛下にも感謝するところでございます。

議員からお話をいただきました、昨年度熱心な御議論いただいていただきました特別委員会の27項目に及ぶ提言を今年の3月23日にいただきました。この提言につきましては、今、農林水産部を中心に、私ども県として施策化できるものが何なのか、従来やっていたものをさらに加速できるものは何なのかという検討を進めているところでございます。もう既に対応しているものもございます。

私は国で海洋事務局長をやっていたときに、日本の漁業は昭和47年から平成3年まで世界一の漁獲量を誇っておりました。残念ながらこれが外国に抜かれ、世界一の座を転落し、遠洋漁業、沖合漁業が中心であったものから養殖の漁業に変わってきているという実態、これを今後どうしていくのかというのを国として海洋政策の中で議論したのも記憶をしております。

先日、農林水産省の次官をされていた奥原さんとある場面で会うことがありまして、日本の漁業、三重県の漁業について意見交換をさせていただきました。残念ながら多くの問題がある。これは御提言の中でも言われていることでもありますけれども、担い手が不足していると。直近10年で半減をしているのが三重県の実態です。それから、水温の上昇、これはどこでもそうなんですけれども、黒潮の大蛇行は収まりましたけど、それでもまだ約100年前と比べると1.1度も高いという状態。漁村の活力の低下の問題もあるという話をしました。

彼は次官のときに、御自身がおられるときは法改正ができませんでしたけど、次の次官のとき、2018年に約70年ぶりの漁業法の抜本改正をした人であります。持続可能な水産業というのは何より大事ですよって話をして、今、日本で力がある、元気があるのはやっぱり企業なんですよね。企業の方々にいかに水産業に目を向けてもらうのか。

昨日も完全直販の場所に行ってきましたけれども、今、企業の皆さんは農業に目を向けておるのは事実です。養殖を中心に三重県も水産業、養殖業に

関して目を向けていただいておりますが、沿岸の漁業についても、これから企業とどんな話をしていくのか。もちろん漁業協同組合と調整をしながらということが大事なんですけども、三重県の漁業が豊かな海づくり大会の成果も踏まえてさらに発展するように、議会の皆さんとも意見交換をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） ありがとうございます。

知事からしっかりと受け止めていただいて、既に取り組んでいるものもあるけれども、これからも提言を踏まえた上で水産業振興に取り組んでいきたいと。水産業者の方、あるいは企業の方との連携をしっかりと努めていきたいという決意表明を伺いました。ありがとうございました。

知事のお考えを伺いましたので、続いて提言に関わって2点ほど聞かせていただくんですが、順応的な海域の栄養塩類管理の推進について質問したいと思います。

特別委員会の県外調査として、兵庫県庁及び兵庫県漁業協同組合連合会において、豊かな海づくりと栄養塩類管理について取り組んでこられた内容、課題などを聞き取りさせていただきました。また、県内調査としては、伊勢市で農林水産部が実施する海岸への施肥の取組について、伊勢湾漁協の皆さんと懇談し、施肥の様子も視察させていただきました。

伊勢湾の水質の在り方については、第9次水質総量削減計画に基づき、陸域からの負荷について削減一辺倒からきめ細かな水環境管理へと移行してきました。しかし、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が生じている現状を踏まえ、目指すべき海洋環境の水準となるよう、生活系、産業系の排水に係る事業者による新たな栄養塩類増加措置も検討しつつ、人為的にできる取組を積極的かつ継続して実施していくことが必要であることを提言でも求めています。

今年5月には、国の中央環境審議会において、第10次水質総量削減の在り方についての答申がなされました。総量削減から総量管理への転換が打ち出

されています。そして、答申を受ける形で、県においても次期計画の策定検討が始まっていると伺っています。栄養塩類管理を進めるに当たり、県の次期計画の策定検討の現状と今後についてお聞かせください。

併せて、農林水産部長にもお伺いします。

県が管理する流域下水処理場における栄養塩類管理運転の効果検証の現在の状況についてお聞かせください。また、施肥の実施など、人為的な栄養塩類管理に向けた今後の取組についてもお聞かせください。よろしくお願いします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、私のほうから栄養塩類管理の推進に向けた次期の第10次計画策定に係る現状と今後についてお答えをいたします。

県では、きれいで豊かな海の実現に向け、令和4年度に伊勢湾における第9次水質総量削減計画を策定するとともに、農林水産部や県土整備部との連携の下、流域下水処理場における栄養塩類管理運転の実施など、総合的な水環境改善対策に取り組んでいるところです。

先ほど議員からも御紹介いただきましたが、国におきましては、令和8年5月7日に中央環境審議会から伊勢湾を含む閉鎖性海域を対象とした第10次の水質総量削減の在り方についての答申がなされております。

今回の答申では、これまでの汚濁負荷の削減を基本とする総量削減から、栄養塩類の適切な管理を含む総量管理へと転換するという方向性が強く打ち出されておりまして、具体的な手法としては、柔軟かつ順応的に栄養塩類の管理を可能とする栄養塩類管理制度の導入に向けた考え方が示されたところ です。

栄養塩類管理制度とは、地域のニーズを踏まえ、県が策定する栄養塩類管理計画に基づき、指定する海域において一定の条件の下で規制基準を適用しないというものでありまして、これによって従前に比べまして海域への栄養塩類の供給を増加させることが可能となります。

現在、国において水質総量削減に係る基本方針の検討に加え、伊勢湾における栄養塩類管理制度の具現化に向けた制度設計の検討が行われているところでありまして、これらのことは将来的なこの制度の導入を見据えた、豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会からいただいた提言の内容と整合するものと受け止めております。

県におきましては、こうした国の動向等を踏まえ、三重県環境審議会水質部会において、第10次水質総量削減、今後は総量管理ということになりますけれども、それに係る次期計画の策定に向けた検討を始めております。今月、令和8年6月に開催した部会では、伊勢湾の現状と課題、これまでの取組を共有した上で、総量削減から総量管理へ転換を図る方針、栄養塩類の適切な管理を含めた水環境管理の必要性について確認をしたところであり、今後開催する部会において、国から示される基本方針の内容等を踏まえ、議論を重ねていく予定です。

引き続き、庁内関係部局や伊勢湾流域圏内の関係機関と連携を図りながら、きれいで豊かな海の実現に向けて具体的な成果につながるよう取組をしっかりと進めてまいります。

〔枅屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枅屋典子） それでは、私のほうからは栄養塩類管理運転の効果検証の状況ですとか、それから施肥などの取組について御答弁申し上げます。

先ほど環境共生局長からの答弁にもありましたように、環境生活部、県土整備部との3部連携の下、伊勢湾において、平成30年度から流域下水処理場における栄養塩類管理運転の検討を始めまして、現在は県内全6か所で管理運転が実施されております。

農林水産部では、この管理運転の効果を検証するために、令和4年度から6年度にかけて流域下水処理場周辺の栄養塩類濃度などのデータを収集し、シミュレーション解析により効果を明らかにするシステムを構築いたしました。

令和7年度は管理運転に伴う栄養塩類濃度の変化や、その影響が及ぶ最大の範囲を把握するために、県内全ての流域下水処理場の栄養塩類排出濃度を基準値の上限とした場合を想定したシミュレーション解析を行いました。その結果、流域下水処理場周辺では、栄養塩類濃度の上昇が見られたものの、その影響範囲は限定的でございました。

令和8年度は、実際の管理運転の影響範囲を確認するシミュレーション解析を行うとともに、管理運転が周辺の生物に及ぼす影響を調査することとしております。

また、施肥につきましては、黒ノリの色落ち対策といたしまして、令和5年度から7年度にかけて県が試験的に実施してまいりました。その結果、水深の浅い伊勢地区の漁場では、栄養塩類濃度の上昇など一定の効果が確認されましたことから、令和8年度からは漁業者による主体的な取組へと移行しまして、県は栄養塩類の調査や施肥手法への助言などを行ってまいります。

引き続き、漁業の持続的な発展に向けまして、環境生活部、県土整備部と連携した取組を進めますとともに、管理運転の効果を踏まえた今後の漁場の有効活用を図るため、漁業者への情報や主体的な活動への技術的な支援に取り組んでまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

先ほどありましたように、栄養塩類については、国の中央環境審議会の答申で栄養塩類の適正な管理をする総量管理の取組に転換するという中で進めていくと。栄養塩類を増加させる方向でこれから総量管理を強くする削減計画といったものを検討してつくっていただけるものというふうに確認もさせていただきました。基本方針をしっかりとつくっていただいて、具体的な成果が出るような形でお願いできたらと思います。

農林水産部長には、今の効果検証の御答弁をいただきました。6か所の流域下水処理場からは栄養塩類濃度の上昇を確認することができたけれども、影響範囲や供給量は限定的だったという結果もお聞きいたしました。

これからその部分が排出基準の緩和といったようなところで進められて
いって、さらに漁場でうまく魚が育つ環境とか、貝類が育つ環境とか、ある
いはノリ養殖とか、そういうところへいい影響が行くようにぜひ計画もつ
くっていただきたいと思いますし、引き続きの効果検証を進めていただきた
いというふうに思っております。

施肥についても引き続きやっていただいておりますということで、これから来
年度に向けての予算編成も含めて進めていただく中で、しっかりと事業検証
もしていただきながら引き続き進めていただけたらと思いますので、よろし
くお願いしたいと思います。

続いて、③藻場・干潟の再生・創出・保全について伺いたいと思います。

これも提言の中に入っているものですが、水生生物の生活、繁殖の
基盤となる藻場は近年大幅に減少しています。藻場の再生については、現在
の技術を地域の実情に応じてどう展開するかが重要です。そこで漁業者と各
地域において取組が着実に実施されるように、財政的な支援を含めた支援が
必要となります。

また、黒潮大蛇行は終息したものの、藻場においては磯焼けの深刻化が続
いています。高水温化で藻場を維持、再生できる海草の探索などの適応策も
必要だと考えています。さらにはブルーカーボンに係るクレジット取引を促
進するための支援も重要だというふうに提言をまとめてあります。

そこで、藻場・干潟の再生・創出・保全に向けての県の今後の取組につい
て聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔柗屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柗屋典子） それでは、藻場・干潟の再生・創出・保全に向
けての取組について御答弁申し上げます。

本県沿岸においては、海水温の上昇など、海洋環境の変化によりイセエビ
など多くの生物の産卵や生育の場である藻場・干潟が減少しております。藻
場の面積は、平成22年度と令和3年度に実施した調査を比較しますと約10年
間で5分の1程度に、また、干潟の面積は高度経済成長期前、昭和20年度で

ございますが、これと令和2年度に実施した調査を比較すると約半分となっております。

このため、県では藻場・干潟の再生などを計画的に進めておりまして、まず、藻場では、海藻の定着により藻場を創出する藻礁ブロックの設置ですとか、県の水産研究所による藻場生育状況の定期的なモニタリングや籠、網の設置による食害対策の検証、それから、高水温に強い南方系海草の造成技術の検証などに取り組んでおります。

また、干潟・浅場では、波浪による稚貝の流出を防ぐ碎石を用いた浅場の造成ですとか、造成箇所でのアサリの種苗放流に取り組んでいるところでございます。また、食害生物の駆除や漂着ごみ、それから流木の撤去など、漁業者が行う保全活動への支援も行っているところでございます。

今年度8年度は、これらの取組に加えまして、新たに魚類の食害から海藻を保護する籠つきの藻礁ブロックを設置するとともに、鳥羽市以南の海域における藻場の分布調査ですとか、伊勢湾内での干潟・浅場の造成に向けた適地の選定に取り組んでまいります。

それから、黒潮大蛇行は終息したものの、生態系の回復には長い時間を要することから、引き続き海洋環境の変化を把握するとともに、漁業関係者と連携しまして、藻場・干潟の再生など、豊かな海づくりに向けた取組を進めてまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

藻場の分布も5分の1、干潟についても2分の1と非常に減少する中で、いかに環境改善を図っていくかというのは非常に難しいところではあるかと思いますが、引き続きこつこつと分布調査をしながら、藻場についても進めていただけたらと思います。

5月30日の新聞に、水産高校の生徒が市民調査員と一緒に志摩市の干潟で生物の生息調査をしたという新聞記事も載っておりました。きれいで豊かな海が続くことを多くの県民の皆さんが望んでいますので、引き続き人の暮ら

しの身近な存在である藻場・干潟の取組をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

2番目の質問として、南部地域の活性化について伺います。

この件につきましても、新政みえビジョンに書き込み、観光とその関連産業の魅力発信を強化することで取り組む持続可能な地域づくりを進めることを会派としても重点的に考えてきました。

昨年の国勢調査の速報値が発表されましたが、人口減少は継続し、特に南部地域の各市町の減少率は北中勢、伊賀地域よりも高い傾向になっています。一方、昨年度、県や市町が施策を実施して県内に移住した人は1044人、そして、そのうち伊勢志摩地域は140人、東紀州地域は143人といったようなことで、こちらは取組の成果が着実に出ているのかなというふうにも感じさせていただきました。

そのような中、今回は県が令和5年12月に策定し、南部地域の課題解決のために取り組んでいる計画である三重県南部地域振興プランについて伺いたいと思います。

(パネルを示す) これは概要を示していますが、南部地域の振興に重要な三つの視点として、中央にあるように若者定着・人口の還流に向けて、地域産業の活力向上に向けて、そしてにぎわいのある南部地域に向けての三つの視点を設定して、注力する取組の方向を右側にまとめていただいております。

併せて、南部地域活性化基金についても、注力する取組方向に沿って市と町の取組を支援しています。さらには県の各部局との連携を強化して事業展開に当たるとしています。

このプランは令和6年度から3年計画で進められ、今年度が最終年度、次期計画に向けての改定を進める年度と伺っております。

そこで伺います。令和6年度から取り組んできた三重県南部地域振興プランによる取組状況と課題認識、そして新たな改定に対する考え方についてお聞かせください。

〔関 美幸地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（関 美幸） 県では、県内でも特に人口減少や若者の流出が著しい南部地域の振興に向けまして、今後の取組方向や注力すべき項目を整理した三重県南部地域振興プランを令和5年12月に策定いたしまして、先ほど御紹介いただきましたとおり、若者の定着・人口の還流、地域産業の活力向上、にぎわいのある南部地域という三つの取組方向に基づき事業を展開しているところでございます。

具体的には、南部地域を離れた若者を対象とした南部地域で働くことや暮らすことの魅力体感ツアーの実施、農林水産部との連携による農業や漁業の担い手確保に向けた労働環境整備への支援、地域活性化局単位での連続講座開催による地域や世代を超えた人材のネットワーク化の促進など、関係部局や地域機関とも連携しながら取組を進めているところでございます。

また、県では、平成24年度に創設いたしました南部地域活性化基金を活用して複数市町が連携した取組に対する支援を行っておりまして、プランの計画期間である令和6年度から8年度までの3年間の支援事業は延べ21事業となっております。基金事業につきましては、毎年度、県と市町、有識者から構成する南部地域活性化推進協議会において議論を重ねることでブラッシュアップを図っておりまして、市町と連携して南部地域の振興に取り組む重要なツールとなっております。

今年度は三重県南部地域振興プランが計画期間の最終年度に当たるため、改定を行うとともに、南部地域活性化基金につきましても前回プランを策定した令和5年度に見直しを行っていることもありまして、今回検証の上、併せて見直すこととしているところでございます。

プランの改定に当たりましては、現在南部地域の高校生、定住者やUターン者などを対象とした地域への愛着等を把握するためのアンケート調査を実施しておりまして、また、市町に対しましては、基金事業や現行のプランに関する聞き取りを行っているところでございます。さらにこれまでの取組の検証や各種データの分析を行う中で、課題等について確認していきたいというふうに考えております。

加えまして、例えば国において検討が進められております、ふるさと住民登録制度の創設といった新たな動きへの対応のほか、他団体の先進優良事例の調査なども行いまして、今後の検討に生かしていきたいということで考えております。これらを踏まえまして、県議会や有識者等の御意見も伺いながら、プランの改定や基金の見直しを丁寧に進めてまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

基金も利用して延べ21の事業を進めていただいて、それについては常にブラッシュアップを図りながら取り組んでいただいているということ。それから、農林水産業、観光関連産業も含めて、各市町の意見も聞きながら課題認識をしっかりと固めて改定につなげていきたいというようなお話も聞かせていただきました。

地域の皆さんも、この中でも関係人口とか、そういったところにもかなり期待をされている方もいらっしゃる、高齢化が進む中で地域に関わってくれる人というものを求めている地域もありますし、どういった方だったら私たちの地域に関わってくれるだろうなというような意見を聞かれることもありますので、これから地域とつながっていく人をどうやってつくっていくかというのがさらに必要なのかなと思わせていただいています。

プラン運営においては、各部局との連携をしっかりと強化していただきたいということと、進捗管理は南部地域振興局と各部局がしっかりと共有していただきたいと思いますし、振興局には、取りまとめ役としてしっかり役割を果たしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、三重県熊野古道活用プランによる取組について伺いたいと思います。

熊野古道アクションプログラムというのがあって、それに沿って地域住民、地域の保全団体等が県、市町の行政機関とともに主体的に参画して熊野古道伊勢路の保全と活用が進められてきました。熊野古道協働会議の場での議論を通じて、地域経済の振興、活力の維持につなげる取組が進められてきたわ

けですけれども、そのことについては、一昨年の質問でも協働会議に参画する団体への支援を要望させていただいたところであります。

(パネルを示す) 三重県熊野古道活用プランですけれども、「『歩き旅』を象徴的なイメージとしながら、さまざまな目的で多くの人々が伊勢路を訪れ、それが地域の活力になっています。」という熊野古道アクションプログラムの目指すべき姿の実現のために、県の役割をはっきりさせるという目的で活用プランは策定されています。

令和7年度から11年度までの5年計画ということになっています。これは世界遺産登録20周年を契機として、これまでの取組を検証しつつ、現状を確認し課題を捉えて、そして、観光インフラ整備、魅力の発信、熊野古道の保全という3本柱で県の取組を明確にしていっているというふうになっています。このプランによる取組というのは、7年度からですから始まって1年ということではあるんですけれども、現在の取組の状況と、あと4年、今年を入れて4年ですけれども、取組の方針についてお聞かせいただけたらと思います。

〔関 美幸地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長(関 美幸) 熊野古道伊勢路の保全と活用に当たりましては、熊野古道に関わる関係者が一堂に会して意見交換を行う場である熊野古道協働会議で取りまとめられた熊野古道アクションプログラムに沿って取組が進められておりまして、県におきましては、その中から伊勢路に係るこれまでの取組を検証しつつ、課題に対する県の取組方針を明らかにするために、令和7年度からの5年間を計画期間とする三重県熊野古道活用プランを昨年策定いたしまして、3本の柱、観光インフラ整備、魅力の発信、熊野古道の保全を柱に取組を進めているところでございます。

まず、観光インフラ整備につきましては、インバウンドも含めた伊勢路への来訪者が安全、快適に歩くことができる環境を整備するため、昨年度に熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金を創設いたしまして、市町が実施する案内標識の整備やトイレの洋式化等の取組に対して財政的支援を実施してい

るところでございます。整備をさらに進めるため、引き続き補助制度の活用を市町に働きかけていきたいというふうに考えております。

次に、魅力の発信につきましては、観光部での東紀州地域を含めた観光プロモーションの取組に加え、昨年度は大阪・関西万博でイマーシブ熊野古道と題して体験型の展示が実施されたところでございます。

南部地域振興局の取組としましては、熊野古道ウィーク i n 三重テラスでの熊野古道セミナーや写真展の開催、世界遺産を構成する奈良県、和歌山県と連携した情報発信などを行いました。第63回神宮式年遷宮ですとか、世界遺産登録30周年といったところも見据えながら、引き続き観光部など関係部局や東紀州地域振興公社等とも連携を図りながら、情報発信などしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、熊野古道の保全につきましては、熊野古道サポーターズクラブ会員の保全活動への参加を促進するとともに、企業からの参加についても積極的に働きかけを行いまして、多数の参加につなげることができました。また、昨年度から市町や保全団体が実施する保全活動に対しまして総合補助金による支援も行っているところでございます。

しかしながら、保全団体の構成員の高齢化による次世代の担い手不足及び活動に必要な財源の確保は引き続き課題でございます。現在市町や保全団体から状況等の聞き取りを改めて行っているところでございまして、財源確保策に係る他県事例の調査なども行いながら、伊勢路全体で保全団体が連携した持続可能な体制の構築に向けまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

今も局長から答弁をいただきましたけれども、神宮の式年遷宮であったり、あるいは熊野古道30周年といったようなところに目標を置いて、案内標識、トイレの洋式化とか、二次交通の整備といったようなところは進めていかなあかんのじゃないかなというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと

思います。

古道の保全に関わる皆さんへの活動の支援というのも触れていただきました。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

最後に、局長には、TOUR de KUMANOの熊野山岳コースの開会式にもおいでいただいて、後田副知事以下、各部局長の皆さんにも千枚田の田植においでいただいております。局長には、東紀州地域の振興に対してしっかり思いを持っていただいていると思うんですけれども、少し語っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○地域連携・交通部南部地域振興局長（関 美幸） 昨年、南部地域振興局長に着任いたしましたから、熊野古道伊勢路の保全活動といった局の取組ですとか会議、さらには先ほど触れていただきましたような各種行事で東紀州地域を訪問する機会というのが増えております。加えて、業務外でも尾鷲や熊野に宿泊して尾鷲コツまみバルに参加したりですとか、隣県にはなりますが、熊野三山の一つである熊野速玉大社まで足を伸ばしたりといったこともしております。

こうして業務内外で東紀州地域を回っている中で、改めて熊野古道伊勢路を踏破していた先人たちに思いをはせ、さらに東紀州地域の荒々しさの中にも静ひつさのある自然、歴史、文化、食の魅力、さらには地域の方々の活気ですとか熱意といったところを改めて体感、実感させていただいているところでございます。

東紀州地域の振興には、私だけではなくて南部地域振興局の職員それぞれが地域を訪れ、地域を、そして人を知り、さらには地域に思いを持って取り組むということが大切であるというふうに考えております。

今年の丸山千枚田の田植では、入鹿小学校、中学校の児童生徒の皆さんが作成された千枚田を描いたクリアファイルを購入させていただきました。このように子どもたちがこれからも地域に愛着と誇りを持って元気に成長できる活力ある東紀州地域であり続けられるように、市町をはじめ関係者の皆様とも議論を重ねながら、南部地域振興局の職員とともにしっかり取組を進め

てまいりたいというふうを考えております。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） 力強い決意表明を聞かせていただきました。ありがとうございました。

田植はまだ初夏ですので、いいんですけれども、9月の稲刈りは暑い中、大変しんどい思いをしていただくことになろうかとは思いますが、部局長を含め、たくさんの県職員の皆さんに御参加いただくことを御期待申し上げたいと思います。

3番目の質問に行かせていただきます。複式教育の充実に向けてです。

県の教育委員会においては、これまでの40人学級から小学校1・2年生の30人学級、小学校3年生から中学生までの35人学級と基準を緩和していただいていることに対して感謝を申し上げたいと思います。私は、南部ですので、（パネルを示す）いろいろ考えるところはあるんですけれども、このグラフは令和3年度以降の児童生徒数の減少を表しています。年を追うごとに児童生徒数は県下で確実に減っているという状況があります。

（パネルを示す）主このグラフ見ていただきますと、小・中学校の小規模化が進む中で、これから質問で取り上げます複式教育については県下全域で、特に南部地域を中心に2学年で学級を編制する複式学級が一定数存在し、その学級で学習している児童生徒がおります。

そんなに多くないんじゃないかという感想を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、（パネルを示す）実は各市町で小・中学校の統廃合もかなりのスピードでこの間進んできています。そのこともあって複式学級は現状の80学級、あるいは90学級程度で収まっているのかとも思っています。

複式学級で育った私としては、また、複式学級の担任も経験した私としては、児童生徒の少ないことによるメリットも、そしてデメリットも十分認識させていただいているつもりであります。各市、そして町においては、学校の統廃合に当たっては、地域や保護者、そして何より子どもたちの思いを大切にしながら御検討いただきたいなという思いは持っております。

さて、現実として、複式学級に取り組む学校が令和8年度で50校92学級あります。このことについて、現場では負担の軽減、そして教職員配置の充実という部分については思いを持っていただいている現場があります。二つの学年を担当する教員の授業や教材研究の負担、管理職も含めた教科指導の校内でのやりくりなど、現場の負担感は変わっていません。中には6年生を含む複式学級を配当された教員数の中で、1人当たりの授業時数増の負担を覚悟した上で複式を解消している学校もあります。

現状複式学級が存在し、そこで勉強している子どもたちがいる以上、教員の加配のさらなる充実や複式教育に関する有意義な研修など、現場のサポートが重要だと考えておりますが、小規模校における複式教育の充実に向けて、複式学級の現状認識と今後教育委員会としてどう対応されていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、御答弁申し上げます。

小規模校における教育の充実ということで、どのような規模の学校におきましても、児童生徒の学びを保障し、教育を充実させることは、教育委員会の重要な責務であると考えております。

複式学級を含む小規模校では、異年齢交流での学び合い等による好影響がある一方で、集団での対話的な学習機会の減少や多様な意見に触れる機会が限定されるなどの課題がございます。また、複式学級を含む小規模校では、学級数が少なくなるため、教員配置の基準上、担任以外の教員が十分に確保されにくいという課題もございます。

さらに担当教員は異なる学年を同じ教室で教えることから、児童生徒一人ひとりが主体的に学習を進めることができる授業づくりが必要になります。このような課題を踏まえまして、県独自の加配教員の配置や教員の指導力向上などにより、きめ細やかな指導や個に応じた教育の充実を図っているところでございます。

まず、県独自の学級編制基準を定め、可能な限りの複式学級の解消に努め

ております。今年度は小・中合わせて九つの複式学級の解消につながりました。さらに県独自の非常勤講師を週9時間、その他の加配教員を配置いたしまして、一部の授業を複式ではなく学年単独として実施しております。

また、複式学級を担当する教員については、市町における教職員研修に加え、県の研修において実際の複式学級の授業動画を基に、指導上の課題や改善について教員同士で協議するとともに、大学教員からの助言も得ながら実践的指導力の向上を図っております。加えて、今年度より複式学級の指導方法について学べる研修動画を作成して配信を開始し、研修機会の充実にも努めております。

県教育委員会としましては、4月にも国に対して複式学級の編制基準が引き下げられるよう要望してきたところです。引き続き学校の実情を踏まえ、小規模な学校への適切な教員配置を行うとともに、市町教育委員会と連携し、児童生徒の学習がより充実するよう、複式学級を担当する教員研修の推進を図ってまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） ありがとうございます。

国の学級編制基準があつて、独自で県でも下げている部分がありますけれども、複式学級を担当している教員の負担、そして、子どもたちの負担の軽減のために、一人でも多くの加配なり何なりの措置をお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。

すみません。最後残り時間が6分になってしまいました。県土整備部長、ごめんなさい。もう少し時間が取れたらよかったんですが、よろしくお願いします。

最後4番目、県道740号小船紀宝線の整備について伺います。

まず、浅里バイパスの進捗についてお伺いしたいと思います。

（パネルを示す）浅里というのは紀宝町の熊野川沿いの一番奥にある地域なんですけれども、ここが県道なんです。これが県道なんです、ちょうどここが山腹の地滑りを起こしており、ここが通行止めになる関係で県が暫

定的に県道をここにつくっていただきました。その県道を通じて、ここに飛雪の滝キャンプ場があります。今は暫定的なこの道路を使って生活道路というような形になっております。

令和5年3月7日に飛雪の滝キャンプ場で一見知事と当時の紀宝町の西田町長との円卓対話がありまして、そのときにここはカーブが多いということもあってバイパスをつくってほしいという西田町長の要望があって、知事に造るというお約束をいただきました。3年が経過しているんですけども、この県道35号紀宝川瀬線が細いのと、いろいろなところで、私もちょうど事故現場に出くわしたこともありまして、3年経過して浅里バイパス建設の進捗状況というのをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました浅里バイパスの進捗状況について御答弁させていただきます。

県道740号小船紀宝線は浅里地区の生活道路であるとともに、飛雪の滝キャンプ場への唯一の観光アクセス道路になっていますが、現道の幅員が狭く線形が悪いため、車両の擦れ違いが困難であることから、安全で円滑な通行に支障を来していることは私も認識しているところでございます。このため、令和5年度より約420メートルのバイパスの整備に取り組んでおります。

現状でございますけれども、令和7年度までに調査設計、用地測量が完了しまして、今年度令和8年度は用地買収に着手し、用地買収が順調に進んだ場合でございますけれども、令和9年度から工事に着手したいと考えております。当該路線は沿線住民の通勤や買物などの生活を支え、紀宝町の観光振興にも寄与する重要な道路であるため、早期供用に向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） ありがとうございます。

生活道路とともに飛雪の滝キャンプ場への観光道路であるというところで知事に御英断をいただいたんだというふうに思っておりますが、（パネルを

示す) これは飛雪の滝キャンプ場です。結構予約が取れないんですよ。本当に人気の場所で、サウナがありまして、サウナから出てすぐ滝つぼに飛び込んで整うというキャンプ場でして、多くの方が関西方面からいらっしやっております。ぜひこのキャンプ場の観光客、そして地域の生活道路として、安全・安心な道路整備をお願いできたらというふうに思っております。

あと2分になってまいりましたが、併せて、(パネルを示す) 県道小船紀宝線なんです、25キロメートルで熊野川沿いに走っております。そのこともありまして、川に浸食された護岸ということもあるのか、非常に護岸が弱くて土砂崩れを起こしたり、それから、道路面が陥没したりというような形で地域の方から度々要望もいただきながら、熊野建設事務所でも本当に小まめに気をつけていただいて、危ないところは直していただいたりという対応もしていただいております。ここで路面の状態が非常によくないということもありますので、その辺への対応をお願いできたらというふうに思います。こちら側が紀宝町、船田から浅里まで、ここには集落が点在しています。それから、ここが熊野市紀和町の和気から小船ということで、こちらも集落が点在していて、この間は断崖絶壁も多く、集落がないというような状況がありますので、何とかこの小船、和気と船田、浅里の舗装等路面対策をしていただけたらと思うんですけれども、小船紀宝線の道路面の改善補強についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長(藤井和久) お尋ねのありました小船紀宝線の舗装の修繕等について御答弁させていただきます。

まず、小船紀宝線の熊野市紀和町和気地区から小船地区につきましては、今年度中に舗装修繕、路面の補強工事が完了する見込みでございます。また、紀宝町の船田地区から浅里地区につきましても、確認したところ舗装の修繕等が必要であると認識しており、今年度より舗装修繕等に着手してまいります。

〔25番 藤根正典議員登壇〕

○25番（藤根正典） すみません。急がせてしまって申し訳ありませんでした。簡潔にやりますという返事だけいただきましたので、ありがたいというふうには思っております。

本当に地域の皆さんにとっては大変重要な生活道路には違いありませんし、土砂崩れが起こると迂回路がありません。そういった意味でも重要な道路ですので、ぜひお力添えをいただけたらと思います。

時間が参りましたので、この辺で一般質問を終結させていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（津田健児） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

山本教和議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 市川岳人議員。

〔6番 市川岳人議員登壇・拍手〕

○6番（市川岳人） 会派自由民主党、市川岳人です。

山本教和議員の戦争と平和への質問に関連しまして、教育現場における平和学習、そして校外学習の在り方についてお伺いをいたします。

先ほど山本議員からは、さきの大戦、また、現在の中東情勢などに触れながら平和を願う質問がなされ、そして、知事からは、御自身の海上保安庁時代の経験、安全保障に関わる御経験を踏まえて、現実の課題に即して、性善説だけで向き合うということではなくて、備えをしていかなければいけない、冷静な判断をしていく必要がある、そんな御答弁があったと受け止めております。

私も平和を願うことはもちろんですし、全ての人がひとしく平和を願っている、そのように思っておりますし、それを前提として質問をさせていただきたいというふうに思います。

平和を願う、啓発をしていくというようなことはもちろん必要ですし、単に戦争はいけない、平和が大切だというふうな言葉だけで終わるものではないというふうに思っております。なぜ戦争が起きるのか。どうすれば防げるのか。国際情勢、安全保障、歴史認識、そして、私たちの暮らし、社会に与

える影響を含めて考えなければいけないというふうに思います。

そして、特に教育においては、子どもたちがそういったことについて自分たちの頭で考えていく、そういった力を育てていく必要があるかというふうに考えております。そういった意味において、本年3月、沖縄県名護市辺野古沖で同志社国際高校の研修旅行中に発生した痛ましい事件は本当に私たちに大きな問い、投げかけをしたというふうに考えております。二度とこんなことがあってはならないというふうに思っておりますし、そのためには、校外学習における安全性の確保、そして、教育の適切性、政治的中立性というものも問われているというふうに思っております。

そのような流れであったり、大きな投げかけを受けて、国においても本年の4月7日、文部科学省から、学校における校外活動の安全確保の徹底等について、都道府県知事、そして都道府県教育委員会教育長宛てに通知が出されております。

そこでお伺いをいたします。この文科省の通知を受けて、三重県として、教育委員会並びに私立学校を所管する私学課において、校外学習における安全確保、そして、適切な教育活動、政治的中立性に配慮した適切な活動について、通知に対してどのような対応を行ったのかお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長（長崎禎和） それでは、まず政治的中立性と校外学習における児童生徒の安全確保につきまして御答弁申し上げます。

教育におきまして政治的中立性を確保することは、教育基本法に規定されておりまして当然のことと考えております。今回の国の通知におきましても、多様な見方や考え方ができる事柄を取り上げる際には、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意することとありまして、県教育委員会におきましても、令和8年4月9日付で改めて国の通知を周知するとともに、学校訪問や教員研修の機会等を通じまして指導助言をしているところでございます。

次に、校外学習の安全確保についてでございますが、修学旅行等の校外学

習は児童生徒にとって集団生活の在り方や公衆道徳についての体験を積むことができる貴重な学習の機会ですが、事故等の発生の余地をはらんだものであることを教職員間で強く意識することが大切であるというふうに考えております。

県教育委員会におきましても、国の通知を踏まえ、各校が作成する危機管理マニュアルの内容の点検、必要に応じて見直し、改定を進めるよう指導しているところでございます。なお、県立高校の修学旅行の行程につきましては、事前に県教育委員会に提出していただいております、安全性を確認しているところでございます。

以上でございます。

○環境生活部長（天野 敏） それでは、この４月７日付の通知を受けまして、私立学校への対応についてお答え申し上げます。

まず、主権者教育や平和教育におきまして、政治的中立性を確保することは当然のことと考えておりまして、今回の４月７日付の通知につきましても所管の学校に周知をさせていただいたところでございます。令和８年３月の重大事故を受けました文部科学省の見解を踏まえまして、引き続き所管する私立学校への指導助言に努めてまいります。

それと、校外学習の安全確保に関する私立学校への対応でございます。

私どもでは、今回の通知を所管の学校に通知するとともに、４月２０日に開催されました私立学校の校長が集まる会議の場におきまして、危機管理マニュアルの記載内容を改めて点検し、必要に応じて改定等を行うこと、また、集団宿泊の行事におきまして、児童生徒等の安全を確保するための対応を徹底することなどにつきまして強く要請をしたところでございます。

実態調査に関しましては、今後文部科学省におきまして、各学校における今回の通知への対応状況について、全国的にフォローアップ調査を行う予定であると聞いておりますので、その調査に協力するとともに、その結果を受けて、所管する学校に対して校長が集まる会議の場や学校訪問の機会などを通じて必要となる対応を働きかけていきたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 御答弁ありがとうございます。

実態調査の部分についても触れていただきました。教育委員会でも実態調査というか、この校外学習、修学旅行については、事前に計画を確認していただくということが実態調査であるということなののでしょうか。その確認と、これから環境生活部では国の流れに沿ったという部分ですけれども、県として、それに対してどのような動きをしていくのか。もし今御答弁できることがあればよろしく願いいたします。

○教育長（長崎禎和） 先ほど環境生活部のほうから御答弁がございましたように、文部科学大臣の会見におきましてフォローアップ調査を実施する旨も発言がありましたので、この国の動きも踏まえながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○環境生活部長（天野 敏） 私立学校に対しましても、今後文科学省の調査が行われる予定と聞いておりますので、その調査への対応を踏まえながら今後の対応について検討していきたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 今後しっかりと対応していく確認はさせていただきましたので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

大切なことは、特に校外学習の部分については危険を伴う可能性がある。今回の事案に関しては海の事案だということですが、山であったり、川であったり、あるいは交通量の多いところだったり、いろんなリスクがあったりする部分について、安全確認については徹底していただきたいというふうに思います。

教育内容の適切性についても、特に私学に関してはそれぞれの学校の自主性を尊重するということも必要ですけれども、特に今年から学校の無償化という部分も含めて、所管する三重県としてもより適切に対応していく必要があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あくまで通知を周知しました、共有しましたということだけではなくて、

いろんな観点から平和学習も含めてですけれども、適切な対応によって子どもたちが安全にかつしっかりと学ぶことができる。そんな三重県の教育となるよう心からお願い申し上げまして、関連質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（津田健児） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

議 案 の 上 程

○副議長（津田健児） 日程第2、議案第92号を議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（津田健児） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件について、その概要を説明いたします。

議案第92号の令和8年度三重県一般会計補正予算（第3号）は、中東情勢の影響によるエネルギー価格の高騰が見込まれることを踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者や中小企業等の事業者に対して、エネルギー消費の増加が見込まれる期間のエネルギー価格の負担軽減に向けた支援を実施するための経費として11億4671万3000円を増額するものです。補正予算に要する財源としては、全額国庫支出金を計上しています。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

若干補足いたしますと、6月補正のその1というのは県独自の補正予算でございます。その2というのは、国で閣議決定をされ、そして国会を通された補正予算を実施するためのもので、いずれも重要なものでございます。何とぞよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（津田健児） 以上で提出者の説明を終わります。

会 議 時 間 の 延 長

○副議長（津田健児） この際、申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたします。

休 憩

○副議長（津田健児） 議案聴取会の開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後4時20分開議

開 議

○議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 審 議

○議長（藤田宜三） 議案第92号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（藤田宜三） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
9 2	令和8年度三重県一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤田宜三） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（藤田宜三） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時21分散会